

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和6年2月28日（水曜日）10時00分～15時39分  
場 所 議員控室  
出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、村田議長  
棟方上下水道課長、竹内上下水道課主幹、三上商工観光課長、  
広谷商工労働係長、敦賀総務課長、宇野職員係長、逢坂総務係長  
オブザーバー 磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員  
事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、本日の総務産業常任委員会の調査を行いたいと思います。

まず最初に、お手元にお配りしましたが、前回2月の9日に開催しました地域振興課の質疑の中で答弁保留というか、持ち帰って検討するといった内容がありましてペーパーでお渡ししています。内容については、各自でご確認いただいて、もし不明な点がありましたら、担当課のほうまで言っていただいて、個別に対応するというところで伺っていますので、ぜひしっかり読んで、また質問がある場合は担当課のほうに言ってください。

本日は、上下水道課、商工観光課、総務課と多岐にわたる内容で調査を行いたいと思います。まず最初に、上下水道課に説明をしていただくのですが、下水道事業の企業会計化への対応についてということで行いたいと思います。以前にも説明はしていただく機会があったのですが、今回また4月から、新年度から企業会計に移るということで、その辺を含めて説明していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

### 1 下水道事業の企業会計化への対応について

説明員 上下水道課 棟方課長、竹内主幹

棟方上下水道課長 10:01～10:02

おはようございます。本日は、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。本日の議題は、下水道事業の企業会計化への対応についてということでございます。こ

れまで官公庁会計で会計処理を行ってきました下水道事業が、国からの要請によりまして令和6年度からは公営企業会計に移行することになりますことから、改めてその内容をお手元の資料に沿って主幹の竹内からご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

竹内上下水道課主幹 10:02~10:24

それでは、私のほうから座って説明させていただきます。所要時間としては15分程度を予定しておりまして、下水の後に簡水の説明に5分ほどお時間いただきたいなと考えております。

初めに、下水道会計の企業会計化への対応ということでご説明します。まず、何で企業会計化するのかというと、地方公営企業法の適用を受けるということが原因なものですから、これを一般的に地方公営企業法適用という言い方をしています。言葉が長いので、法適用とか法適とか、そんな呼ばれ方をされています。今日は、法適用という用語で統一します。

まず最初に、法適用は何かというと、非常に簡単に説明しますと、今特別会計方式でやっている下水道事業が4月1日から独立して通帳も全く別になって水道事業と同じ方式になる、ただそれだけのことです。今までとの大きな違いは何かというと、複式簿記でやるということと、あと複式簿記でやるために資産に係ったお金を分けて減価償却するということです。帳簿のつけ方が変わるだけですので、現金の流れは全く変わりませんから、法適用したからといって急に何かお金が増えたりとか、お金が減ったりとか、そういうことはありません。物すごく簡単ですけれども、基本的にはそういうことです。

後ほどちょっとご説明しますけれども、お手元に6年度の予算ですけれども、用意しました。本当は予算委員会で渡すものなのですけれども、現物見ていただくほうが分かりやすいかなと思ひまして今回用意しています。ぱらぱらと読んでもらえれば、水道と似ているなど、見覚えあるなどということに分かっていたいただけるのかなと思ひます。

あと、ちょうど昨日副町長が来て企業会計の予算全然よく分からないと言われてまして、そのときに渡した資料が追加でお渡ししたA4の1枚物の資料なのですけれども、この図が結構分かりやすいかなと思ったので、今回ご用意しました。官公庁会計、左側にあるものです。こちらが支出と収入を1本のグラフで表しているところ、右側の企業会計は収益的収支と資本的収支に分かれた二本立てになっておりまして、この左側の資本的支出から資本的収入、足りない部分、点々で書いている四角のところは、この補填財源を減価償却だとか純利益で賄っている、こういうような仕組みの予算だというのがこの図で分かるかなと思ひます。今回これ細かく説明しませんので、後ほど御覧ください。繰り返しになりますけれども、下水の予算というのは左側の官公庁予算から右側の公営

企業予算に令和6年から変わるということです。

それでは、法適用に至る経緯について振り返りということで改めてご説明させていただきます。資料、こちらのカラーのやつを読んできたいと思います、緑の。皆さんもご存じのとおり、地方公共団体、一般的な行政サービスのお金、水道、ガス、地下鉄、病院、企業みたいな活動、企業活動行っておりまして、これらを総称して公営企業と呼んでおります。公営企業は、あくまで地方公共団体の事務の一部、町の事務の一部なので、地方自治法だとか地方財政法、地方公務員法といった法律が原則適用されるのですけれども、公営企業は名前のおり企業のような性格を持っておりますので、企業の経済性だとか、そういうものを発揮するためには役所の法律との相性が悪いという部分がありまして、効率的、機動的な事業運営を行う上で障害となる規定を排除し、そうした部分の特例として事業の実態に即した法律として制定されたのが地方公営企業法になります。地方公営企業法の特徴なのですけれども、繰り返しになりますけれども、会計の方式が民間と同じ発生主義に基づく複式簿記が採用されている、それに伴う財務諸表の作成が義務づけられている、財務諸表というのはバランスシートだったり、損益計算書だったり、キャッシュフロー計算書のことです。また、損益取引と資本取引が区別されていて、減価償却の考え方が取り入れられているというものです。これは、先ほど説明しました。

こちらの資料、地方公営企業法、当然に適用される事業と言われます。ここです。当然適用事業と書いております。羽幌でいうと、水道事業のみが今まではこれに当たります。水道事業と簡易水道事業の違い何かというと、給水人口が5,000人を超えるか超えないかの差だと思ってください。ほかの町だとガス事業だとか、電気事業だとか、バス、地下鉄とか、そういったものも当然適用事業です。公立病院については、財務適用事業といいまして、会計だけは複式簿記でやりなさいよというふうに法律に定められています。

次に、地方公営企業法を適用しなくてもいいよという事業が非法適用事業、こちらの緑枠の右側の白いところ、法非適事業と書いています。羽幌でいうと、簡水、下水、あと港湾、介護サービス事業がこれに当たります。ほかの市町村だと観光施設だとか、そういうところも法非適用事業になります。これらの事業は、法を適用しなくてもいいので、自主的に任意で適用することもできます。これが今までのお話でした。

次に、ページめくってもらって国の動きについてご説明します。今度横向きのやつです。総務省で平成27年度から法適用の拡大を進めるということになりました。まず、人口3万人以上の簡水と下水、この強化事業については平成31年度までに法適用するよう要請していました。令和元年度になって、新ロードマップというところ、緑色の。

新しいロードマップとして人口3万人未満の簡水、下水についても令和6年度までに移行するように要請されたところです。とはいっても手間とかお金が相当かかるものですから、この国の要請が単なるお願いなら先送りにしたいところなのですが、法適用しない場合にペナルティーとして交付税の措置だとか、国からの補助金が令和7年度から受けられなくなるということで羽幌町としては法適用せざるを得ない、そういう状況になっています。ただ、法適用なのでありますが、メリットがないわけではなくて、複式簿記による会計処理で将来の収支見通しがよりの確に行われることができるという利点もありますし、減価償却費が入ることで消費税の申告で節税になるという面、実はあります。今の時代は、見える化というのがすごく重要になっていますし、今後適正な料金水準を設定する際にも減価償却費が入った原価計算は必要不可欠だと考えています。

あと、これから人口減少で下水道の運営がどんどん大変になっていくと思われています。広域で連携するだとか、民間に運営してもらおうとか、そういった場面が増えてくるのではないかなと思っていて、そのような場合にも民間と同じ会計でないと民間側運営できませんし、連携するにしても団体同士が全て同じ会計に統一していないと対応できない、そういう状況だと思います。このような背景から、国が国策といいながら法適用を進める考えも理解できますし、我々もこれから持続的な経営を確保するためには法適用する必要があると判断しています。

これ6年度に法適用ということで、どんな準備を今まで進めてきたのかということについてご説明したいので、次のページの作業スケジュール、令和2年度のスタートなので、予算取りを考えると5年かけております。大変時間のかかることです。上から順に説明しますが、移行事務の準備として、まずどういった方針で移行するかということを検討して基本計画書というものを策定しました。

その下、②の固定資産台帳の整備、令和2年から3年にかけてやっていますが、契約書1個1個調べてどんな資産があるのか、どんな財源があるのかというひもづけも全部調べるということで令和3年、令和4年の2か年の業務として発注して全部調査が終わりました。

③以降なのでありますが、条例改正や予算策定などを含む移行の支援ということをして令和4年、5年の2か年の業務として、こちらは現在作業中です。各種システムの整備ですが、一般会計とは全く違った複式簿記に対応したシステムを導入する必要があります。新年度予算入力するためには、前の年度までに導入しておかなければなりませんので、今年度の秋に会計システムの導入既に行っておりまして、今現在入力中です。ちなみに、上水で使っているシステムと同じものを導入しています。

ちょっとページめくっていただきまして、④の法適用に伴う事務手続ということで、

条例等の改正については12月の議会におきましてご審議いただいております。金融機関についても留萌信金さんと契約済みです。

⑤の予算編成なのですけれども、3月の予算委員会では法適用後の企業会計の予算書を提案する見込みです。先ほど最初に説明しましたけれども、あの予算書がそのまま予算委員会で提案するものとなります。ちょっとお時間あるときにばらばらとめくっていただければと思います。少し説明したかったのですけれども、中身は見てもらわなくてもいいですが、通常の企業会計の予算書って前年度の貸借対照表と損益計算書というのがつくのですけれども、移行初年度なものですから、前年度がありませんので、それがついていない、あとその代わり移行開始の4月1日時点での開始貸借対照表というのが載っているというのが上水の予算書との大きな違いになります。あと、前年比較の欄が全部空欄になっているというところです。令和7年度の予算書からは、上水と下水ほぼ同じ形となるのかなと思います。

ちなみに、今回の新年度予算どうやってつくったかという、一旦今までどおりの特別会計方式での予算書を歳入歳出同じ金額でつくって財務課で査定してもらった後にそれを企業会計予算にがらっと読み替えるという方式で作成しています。ちょっと字が小さくて見づらいのですけれども、A3のこれ参考でつくったので、見えなくてもいいと、申し訳ないですけれども、左側の青い部分が今までどおりの部分、特別会計方式で作りまして、右側の緑の部分が企業会計の科目にそれぞれ全部読み替えているという資料です。これ歳入のものしかありません、今日は、資料なので。歳出のほうは歳出で5ページぐらいずっとたくさんあります。何を言いたいかという、中身として収支とんとんで今までどおりつくっていると、それぞれ読み替えて。帳簿のつけ方が変わった、書き方が変わったということで、企業会計になったからといって何かが高くなるとか、そういうような予算ではないですよというご説明です。

予算の話続きまして、企業会計に出納整理期間というのがありません。3月31日をもって特別会計の打切り決算というものを行います。4月1日から全く新しい通帳で事業を行うこととなりますので、運転資金がないかなということで早い段階から一般会計から概算で資金を受ける必要があると考えておりまして、この辺りの資金繰りは今後財務当局と調整していきたいと思っています。

また、今までは特別会計ということで一般会計と財布、通帳は同じなのですけれども、内訳で区別していました。収支の最終的に足りない部分を繰出金、繰入金ということで一般会計から補填してもらって、それでとんとんで整理していたのですけれども、今後ある意味別団体ということになってしまいまして、繰入金という方式もなくなります。運営に対する補助金、あと資本に対する出資金というものに区別して一般会計から支出

してもらおう形になります。ただ、先ほども言ったとおり読替えでつくっていますので、最初に今までどおりの繰入れの金額でつくった金額がそれぞれ補助金と出資金の合計額になっていまして、今までどおりと、今のところは全く同じつくりになっています。

こちらのスケジュールに載っていないのですけれども、この先の話を少しさせてほしいのですけれども、法適用した6年度は初めて企業会計で運営していくことになりますので、予算、決算の作成に関する助言だとか、日々の細かい業務に対する支援がちょっと必要になるのかなと考えておりまして、これらの委託料を予算案として提案する予定です。また、令和7年度についても法適用後初の決算、初の消費税申告ということで何らかの支援が必要になるのかなと考えておりますので、こちらは今のところ委託を行う予定です。これらの経費なのですけれども、法適用後3年間ということで6、7、8年度までは公営企業会計適用債という起債を借りることができまして、適用債につきましては元利償還金の55%が交付税で措置されるとなっております。

最後になるのですけれども、公営企業は独立採算が原則となっているのですけれども、現在多くの一般会計からの繰入れで賄っている状況です。ただ、下水は水道と大きく違う点ありまして、例えば空から降る雨の水、雨水に係る経費は一般会計で負担しなさいとなっていたりとか、雨水公費、汚水私費という原則なのですけれども、一般会計が負担しなければならない経費というのが結構上水と違ってありまして、それらはあるのですけれども、それらを差し引いてもまだやっぱり一般会計のかなりお金に頼っている状況なのです。今後適正な原価計算ができるようになりましたので、将来的に料金をどうしたらいいかというお話をしていかなければならないなと思っています。これにつきましては、令和6年度中に経営戦略というものを改定する予定でおりまして、そういう形でまた皆さんにご説明していきたいなと思っております。

下水道の説明、以上になるのですけれども、一旦締めますか。続いていいですか。

小寺委員長

どっちがいいですか。

竹内上下水道課主幹

簡水5分ぐらいで終わると思いますけれども。

小寺委員長

このままいってしまいますか、でないと……（いってもいいよ。の声）そしたら、そのまま続けていただくと助かります。

竹内上下水道課主幹

続きまして、簡易水道の法適用についてご説明します。

資料、こちらの羽幌町簡易水道事業地方公営企業法適用方針、10ページぐらいの薄い冊子です。タイトルからしても簡水も法適用するのかわかると思われたかと思いますが、結論から申し上げますとそういうことになります。

まず、5ページから見ていただきましたのですが、先ほど下水のカラーで出したのと同じものです。国は、下水道事業と簡易水道事業、この2つを強化事業として法適用を要請すると、お願いするという方針だと申し上げました。実際羽幌町の簡水これまでどういう方針だったのかというと、下水と違いまして補助金もらったりとか交付税の措置受けていなかったものですから、法適用しなくてもデメリットがそんなになかったということで、下水の法適用やるだけでも大変なのにこれ以上お金と手間かけていけないということで後回しにしてきたというのが実態です。当初多くの団体も簡水の法適用を見送っているところが多かったというのもありました。

ただ、そんな状況が変わってきたよというのが次の6ページになります。人口3万人のところについては、全ての簡水で法適用完了しております。このページは、人口3万人未満の状況表しています。全国427団体の簡水のうち、検討中が7、検討未着手が2、北海道の内訳になるのですけれども、その下の表になります。検討中が1と、これが実は羽幌だけになっております。こういった状況ですので、去年の11月に道庁の公営企業課の課長が副町長に会わせてくれということでアポイントありまして、現状の説明受けました。下水、簡水の法適用は国策ですよと、国を挙げての事業なのですよと、もしやらなかったらあとは総務省から直接町長に連絡行きますよと、K P I といいまして目標設定100%に実は設定されていまして、やらないと言い続けるためにはよっぽどの理由が必要ですよと、そのようなお話受けまして理事者と話し合った結果、簡水も法適用せざるを得ないなということで今回お時間いただいた次第です。

簡水については、下水のような膨大なお金と時間と手間をかけるメリットがあまりないなと考えておりまして、あくまで制度対応させるということを目指してできるだけ簡単な方法で移行したいなと考えています。

方針としては、9ページのとおりです。(1)で法適用の対象事業、上水に統合するという方法もあるのですけれども、起債の活用においてちょっと不利な条件があるということで当面は簡水単独で法適用考えています。

(2)、法適用の移行目標は、令和8年度の4月1日予定しています。なので、令和7年度予算に簡水の法適用に係る経費をご提案する予定でおります。財源につきましては、先ほど言ったとおり公営企業会計適用債を活用することができますので、交付税措置さ

れる見込みです。

(3) 以下の方針としては、下水とあまり変わりありません。

(5)、一番手間のかかる固定資産の整理については、できるだけ簡単な方法を採用したいと考えております。

以上のお話を踏まえて、一応この資料の説明ということで1ページまで戻ります。簡単にご説明させてください。策定の目的ということで、国の要請もある中で経営をちゃんとやるためには企業会計にしないと駄目なのだよという話を書いてあります。

1枚めくっていただいて、2ページ目は天売、焼尻簡水の現状が書いてあります。

隣の3ページ目は、経営の状況ということで、財源の内訳、使用料の収入1,500万に対して一般会計の繰入れは2,000万から3,000万だよと、そういう状況です。原価は、全国平均の3倍ぐらいと言われていています。これは、地理的条件として仕方ないのかなと思っています。

めくって次のページ、4ページは収支の見込みになります。後ほど御覧ください。

5ページ目、先ほど説明しましたので、省略します。

めくってください。7ページ、8ページで移行に当たっての課題というものが整理してあります。ちょっと細かい話が多くなるので、後ほど目を通していただければと思います。

その上でどのような方針とするかについては、9ページ目で先ほど説明しました。

最後のページは、スケジュールということで、固定資産の調査に下水だと2年かけたのですけれども、簡単な方法を採用することで1年で移行できればなと思っています。繰り返しになりますけれども、スタートが令和8年4月1日ということになります。

かなり早足の説明になりましたけれども、簡水の法適用については以上で説明を終わります。

小寺委員長

それでは、たくさんの資料がある中で分かりやすく説明をしていただいたのですが、質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:24～10:52

工藤副委員長 一通り聞いて理解したのかどうか分からないですけれども、まず水道事業、それから下水道事業、それから簡易水道事業、これが最終的には全て法適用で実施するというところで、そういう理解でいいですか。



棟方課長 上水道につきましては、もう既になっておりまして、下水道事業が令和6年度から、簡易水道事業については令和8年度からということで予定しております。

逢坂委員 何点か質問いたします。これから公営企業会計に移行ということで、令和6年の4月からという予定でございます。それで、様々なシステムとかいろんな部分で改善というか、変更しなければならない部分があるのかなというふうに思います。それで、システム移行にまず行く場合に、それに係る例えば経費とか、そういうものは発生するのかなどうか、そこだけまず1点確認したいと思います。

棟方課長 システムの移行ということで、これまでは一般会計とかと同じ財務会計システムを使用していたのですが、それが先ほどご説明させていただいたのですが、複式簿記に対応したシステムに変更しなければいけないということで、新たにそのシステム導入ということで費用がかかっております。その費用につきましては、公営企業会計適用債というものを充てることのできることで、それを活用するというようなことになってございます。

逢坂委員 それで、移行にお金はかかるということなのではございますけれども、今現在の試算というか、現在で幾らぐらいシステム移行に総額かかるのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただければ。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:27~10:28)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

棟方課長 システムの導入の費用ということで200万円中盤ぐらいというような感じと記憶しております。

逢坂委員 それは、まず確認をいたしました。それで、システム移行ということで

公営企業会計というのは町民には影響ないかなというふうには私自身思うのですが、簡易水道の事業のほうも変わってくるということで、その辺全体を含めて網羅すると町民あるいは両島の島民の方々、何か変わってくる部分、あるいは負担が強えられる部分というのは発生してくるのかどうか、今後、その辺教えていただければなど。

棟方課長 基本的に経理の方式が単式簿記から複式簿記に変わります。それによって経営状況が見える化されるということだけであって、この移行が直接的に住民の方の負担が増えるとか、そういうことではございません。

逢坂委員 そうすると、町民には直接関係ないということで理解していいということですね。それは分かりました。  
それで、もう一点、すみません。今後財政的な問題で、収支の関係でこれ公営企業会計になった時点でいろんな部分でお金というのはちょっと動きが変わってくるのかなと思うのですが、財政的な水道企業会計予算というか、そういうものが変わるということはあるのでしょうか。要するに何かが増えて、この部分は増えるとか、移行することによって、この部分は減るとか、そういうのはあまり関係ないですか、直接。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:30~10:35)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

棟方課長 お答えします。会計方式が変わるというだけで、特段大きく変わるものではないです。

金木委員 私もしっかり分かっているわけではないのですが、今までも水道料金等の質疑の中で人件費の状態とかどうなっているのだと何回かなってはきたと思うのですが、今回の資料見る限り、まず下水道の予算書7ページには本年度一般職3人の内訳が会計年度職員以外が2人と会計年度職員が1人の合計3人、9ページを見ると9ページにある2人というのは正

職員という理解でいいのかと思うのですが、これまで上下水道課の職員として私は見ていたので、そのうちの誰が下水道担当なのかというのは全然分からないのですけれども、前からこうやって内部では分けられていたのか、今回きちっとこういうふうに人員を割り振ったのかというところ、どういう人員配置をしたのかというところを説明していただきたい。

棟方課長      お答えします。これまでも水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業会計ということで人を割り振ってそれぞれの会計から給与のほうは支出しておりました。今回下水道事業も法適用するということで、予算をつくる中でこれまでも予算規模に応じて人員配置しているというご説明させていただいていたのですけれども、それを改めて作り直しまして人の配置をこれまでと改めた部分がございます。  
以上です。

金木委員      あと、実際浄化センターのほうの運営とか、業者委託という言い方でいいのですか、業者委託のほうをしている部分はあるだろうと思うのですが、それはそれで今までと変わらず予算規模というのか、人員配置等のほうでは変化はないのかどうか、業者委託の面での変化というのはないのかどうかお伺いします。

棟方課長      おっしゃるとおり、浄化センターの運営管理とかは委託しております。それで、その委託につきましても令和4年から6年までの3年契約となっておりますので、6年も契約今履行している最中ですので、この移行によって金額が変わるとか、そういうことはございません。

村田議長      まず、下水のほうで、これは法適用になるという部分とは質問がちょっと違うのかもしれないですけれども、先ほど説明で法適用していった後に中身を改善していくというのか、またそういうことが変わったら説明すると先ほど言ったような記憶があるのだけれども、この形はこの形で当然これで決まっているわけで、あと今まで一般財源からもらったものは補助金という形で、それも同じ金額でというのもずっとそのままそういう形で、例えば一般会計から同じだけのものを補助金なりなんなり入

れて法適用の中でやっていくとすると、今の下水道の料金を例えば全道だとか全国だとかと比較した場合、羽幌町はどういうラインのところにいるのか、今上水道だとちょっと高いほうにいると思うのですけれども、そこら辺は考え方としてなるべく全道に合わせていくとか、全国に合わせていくとか、今のこのままでいくとかという、そういう方向性がもしあるのであれば教えてもらいたいなど。

棟方課長

お答えします。まず、現在の羽幌町の使用料の水準の部分なのですが、全国、全道でのという部分は資料を今持ち合わせていないのですけれども、令和4年7月現在での管内の状況を見てみますと、10トン使用の場合でいきますと下水道料金実はそんなめちゃめちゃ高いわけではなく、留萌管内でいけば上から6番目というような水準になっております。今後の料金の関係なのですが、先ほども少し触れさせていただきましたのですが、経営戦略というものを平成28年度に策定しているのですけれども、今後はその経営戦略の改定というものも要請されておまして、その中で下水道使用料の改定の必要性とか、そういうものの検証についても求められているものですから、実際上げる上げないは別として、まずその必要性、どれぐらいがいいのかとか、必要なかどうなのかというところの検証をまずこれから行って、その上で実際上げる必要があるのか、上げていくのかとか、そういうことを議論するような形になりますので、今現在で上げなければならないとか、そういうことが決まっているものではございません。

以上です。

村田議長

今の答弁で非常に分かりました。町民は、法適用になろうがなるまいが今の長い目の考え方でいったら、今までと同じ考え方で、例えばどういう形になっていっても料金が少しでも上がらないというのが、やっぱりこれは町民の願いだと思うので、そこら辺は考慮しながらほしいのと、あと財政的な部分でいくと、これは企業会計の法適用なので、基本的には独立採算制というのは何をうたおうと原則は原則なので、その部分は少しでも補助金を減らして運営していけるようにという努力は今までもやっていると思うのですけれども、これからもやっぱり続けてほしいなというのが、この下水に関してはそう思っています。それは、

もしあれば答弁もらおうかな、先に。なければならないで。

棟方課長 お答えします。料金が現在と変わらず上がらないほうがいいというのは、住民の方にとってはもちろんだとは思いますが、皆様ご存じのようにいろんな電気代ですとか、そういうものも上がっている中、未来永劫値上げなしでいけるものではないということもご理解いただけるのかなと思いますので、経費をなるべく節約してとかという努力をするのはもちろんですけれども、やっぱりかかる費用を賄っていかなければならないということは絶対ありますので、なるべく負担が増えるにしても少なく済むようなことを考えながら今後いろいろ進めていかなければならないのかなとは考えております。

以上です。

村田議長 簡易水道の関係で、簡単な説明の中で3ページになるのですが、供給単価と給水原価というところで全国、全道平均よりも高くと、先ほど説明で離島という部分ということだったので、資料として持っているかどうか分からないのですが、全国には離島というところはたくさんあって、そういう中で水道事業としてやっているところもあれば、多分簡易水道ということもあると思うのですが、その同じ離島というところで比較したときに当町の供給単価、給水原価、ここら辺はどこら辺のランクにいるのか、もし分かればまず答弁欲しいところなのですが、何位とかというはっきりしたものはなくてもいいです。

棟方課長 申し訳ありませんが、それについては資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと分からないのですが、高いのは間違いのないところです。

竹内主幹 一応北海道も当町の状況を心配していたので、あちこち調べてもらったのですが、町があって島がくっついていて、そこに簡水があるというところは福岡に1か所しかない。あとは、大体その島が自治体だったりする場合はありまして、あと羽幌の抱える特殊事情として何かあったときに船ですぐ行けないというところがあります。冬だと5日ぐらい欠航することもざらにありますので、ほかだと常駐とかはほとんどなくて何かあったら行けばいいだろうぐらいの離島は多いのですが、

羽幌のような厳しい気象条件を持ってそこ自体が自治体ではないという離島はほぼないというのを聞いています。

村田議長 今の答弁で理解もしますし、多分そうだろうなという予測はあった中で、あと島民の方の思いとして離島といえ水道料金というのはこちら側と同じような体系で取っていると思うのですけれども、これも法適用になった場合、今もそうでしょうけれども、一般財源からこうしている、それが先ほど言った下水道のほうと同じような考え方で最終的にはどういうふうにするか分からないですけれども、さっき言った見直しの部分は同じように取り組んでいかなければならないものなのか、取り組んでいくのか、どういう形で進んでいくのか、答弁をお願いします。

棟方課長 おっしゃるように、簡易水道のほうは離島ということですのでごくお金はこちらよりもかかっているというところは間違いはないのですが、だからといって離島の簡水の部分の料金を独立採算できるようにするとなったらとんでもない金額にしなければいけなくなるので、それだと住民の方住めないようなことにもなりかねませんので、そういうこともありまして今現在もこちらのほうと離島のほうで極端な差がないような料金設定ということをしておりますので、今後についてもそのときの検討の状況によりますけれども、そんな大幅な差をつけてとかということにはならないのかなと現時点で考えております。

村田議長 そういう説明、答弁をするだろうなと予測しながら、そういうことは羽幌町民にも、それから島民にも法適用になって変わったけれども、今の答弁みたく上がらないように、町民、島民の負担がなるべく増えないよということ情報を発信をして何となく安心させてやっていただければなというのが最後の要望で、終わります。答弁はいいです。

逢坂委員 ごめんなさい。確認を2点。資料の1ページの中ほどに法適用事業と、先ほども説明あったのですけれども、非適用事業の中で7つとこちらに結構数あるのですけれども、今回簡易水道については法適用ということなのですけれども、そのほかにいろんな内容、種別があって公共下水道だとか、その他の下水道とか、いろいろあるのですけれども、今後この

部分について何か法的に、任意ですけれども、動く部分はあるのかなど。うちとしてこの部分があるというか、例えばこの中で該当するものがあるのか、全く該当しないということなのか……(担当違う。の声) 担当違う、ごめんなさい。

竹内主幹 担当課ではないので、どうするこうするはちょっと申し上げられないのですけれども、羽幌町でいうと港湾事業、港湾特別会計と介護サービス、こちらが非法適用事業に該当しております。今のところ情報はないのですけれども、港湾についてはまた国の要請があるのではないかというふうなお話は聞いております。ただ、確定的なものではありません。以上です。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、上下水道課の下水道事業の企業会計化への対応についてを終わりたいと思います。ありがとうございました。それでは、暫時休憩します。

(休憩 10:52～11:00)

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、会議を再開します。

続きまして、商工観光課より3つの条例改正についての説明があるそうですので、今回調査事項としました。

それでは、よろしくお願いします。

## 2 羽幌町雇用促進助成条例の改正について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

三上商工観光課長 11:00～11:00

それでは、3月議会で上程させていただきます条例改正案3件につきましてよろしくご審議いただきたいと思います。

内容説明については、係長のほうからいたします。

広谷商工労働係長 11:00～11:08

それでは、私のほうから羽幌町雇用促進助成条例の改正につきましてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。まず初めに、1の制度説明でありますけれども、本条例につきましては新たに求職者を雇用した事業者に対して助成を行うことで求職者にとっての就職機会の充実、雇用を増やし、売上げ増加等を目指す事業者の支援を目的としております。助成対象につきましては、羽幌町民を雇用した場合で、かつ雇用日前日と雇用日を比較して常用労働者数が増加している場合に対象となる制度となっております。

下の図を御覧いただきたいと思います。正社員を雇用した場合ですが、新規雇用した日から30日以内に指定申請書を提出する必要があります。指定の決定後は、対象者を雇用日から1年を超えて雇用し、かつ雇用日前日と申請日を比較して常用労働者数が増加している場合に交付申請書を提出していただきまして36万円、正社員が新卒または障がい者だった場合につきましては括弧内に記載の48万円を交付します。対象者が2年を超えて雇用されていれば2回目の36万円、3年を超えて雇用されていれば3回目の36万円を交付する流れとなります。また、常用パートの職員を正社員として正規雇用した場合につきましては12万円、常用パートが新卒または障がい者だった場合は18万円交付となっております。常用パートの正規雇用につきましては、1年目のみの交付となります。

次に、2の現状についてでありますけれども、過去10年の実績を見ますと指定申請の件数は減少傾向にありまして、過去に利用した事業者を見ますと申請事業者に偏りが見られるという状況であります。今後も引き続き制度の周知を図りまして、認知度を高めていくなどの必要があると考えております。実績につきましては、令和5年度の見込みと過去2年分の指定申請件数と実績額を記載しております。

裏面の2ページを御覧願います。3の改正の経緯につきましてですが、1つ目が退職補充となります。現在の規定では、雇用日前日と雇用日を比較して常用労働者数が増加している場合助成の対象となっておりますので、大抵の場合新規雇用すれば助成の対象となります。そのため、近年では定年退職ですとか自己都合退職などで減った人員の補充で新規雇用するという申請が見受けられておりまして、本制度の趣旨が就職機会の充実や事業拡大等で負担が増える事業者への支援ということでありまして、単に人員補充が目的の雇用に助成金を交付するというのは一時的な事業者の支援ということにはなりませんけれども、町の制度の目的としてそぐわない一面もあるということが課題になっていたものであります。

2つ目が雇用した日から30日以内に指定申請書の提出となっておりますけれども、指



定申請には雇用保険の被保険者資格取得確認通知書の写しを必要としておりますけれども、基本的には事業者は新規雇用後雇用保険を掛けるため速やかに資格取得手続きを行いますので、雇用した日から30日あれば指定申請を行うことが十分可能と想定しております。しかし、町内事業者の実態として雇用保険資格取得手続きを商工会を通して行う事業者が多いという実態で、商工会の指導としまして1回目の給与支給後で、かつ商工会が月1回行っている雇用保険の資格取得手続きを待たなければ手続きが完了できないという形になっているため、雇用日から30日以内での指定申請の提出に間に合わないケースの相談が多々あります。それによって申請を断念した事業者もあるという話も伺っておりますので、課題となっていたものであります。

次に、4の改正内容についてですけれども、前段でご説明しました2つの課題を解決するために条例及び施行規則の改正を行います。1つ目ですけれども、表の左側の現行を御覧いただきたいと思います。現在の規定では、雇用日前日と雇用日を比較して労働者が増加していれば退職補充であっても助成の対象となるという規定になっているものにつきまして、表の右側、改正後を御覧いただきたいと思いますが、雇用日前日から起算して六月前までに離職者がいる場合、新規雇用者の人数から離職者の人数を引き、労働者の人数が増加していなければ助成対象とならないということを改正を行います。

2つ目ですけれども、現行では商工会を通して雇用保険資格取得手続きを行う場合など雇用した日から30日以内に指定申請書の提出ができないというものにつきまして、改正後は雇用保険資格取得手続きにより申請が遅れたものにつきましては期日までに提出されたものとして取り扱えるよう改正します。下段にも記載しているのですけれども、提出期限にもっと余裕を見ればいいのかというご意見も伺っておりますけれども、財務課等とも協議いたしまして、新規雇用者を雇用した起点日から速やかに申請してもらおうというのが原則ということで、その部分はずえずに対応したいと考えております。

次に、3ページ目の5、新たなスキームについてですけれども、ここまでご説明してきた内容を図にしたものとなります。現行ですが、仮に雇用日前が9名で、雇用日当日が10名となって労働者が増加していれば指定申請の対象となり、1年後に雇用日前日より労働者数が増加していれば助成金交付の対象となったのがこれまでの流れとなりますけれども、改正後は雇用日の前日が9名、雇用日当日が10名だったとしても雇用日の前日から起算して六月前までの間に離職者がいた場合はその離職者の人数を除きますので、六月以内に離職した者の退職補充というふうな形になる場合は対象にならなくなります。一番下に解釈として記載しておりますけれども、例えば新規雇用者が1名いまして、六月以内に離職者が1名いた場合は差引きゼロ名の増加という計算になりまして対

象外となります。新規雇用者2名を雇用した場合、離職者が1名の場合は差引き1名は労働者の増加として考えられますので、それは対象としたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

小寺委員長

3つありますので、1つずつ分けて審議を行いたいと思います。

それでは、羽幌町雇用促進助成条例の改正について質疑を行いたいと思います。

－主な協議内容等（質疑）－ 11:08～11:35

工藤副委員長 確認させてください。まず、最初の1ページの正社員を雇用した場合のケースなのですけれども、これは申請から1年経過してから実際に助成されるということですか。

広谷係長 おっしゃるとおりです。

工藤副委員長 次に、常用パートから正社員という部分あるのですけれども、これはパートであった方が正社員になってという捉え方でいいのですか。

広谷係長 おっしゃるとおりで、雇用期間に定めのない常勤の形でパート社員として雇われていた方がその同じ会社の中で正社員として正式に雇用された場合を想定しております。

工藤副委員長 この場合もそしたら1年経過してから12万円を出すということですか。

広谷係長 そのとおりです。

工藤副委員長 それから、一番下のところの実績というところで例えば令和4年度のところの申請が3名、これ1名途中退職ということ、これは3年分全額の金額ではないのか、708万、説明して。

広谷係長 この実績なのですけれども、令和4年度に指定申請あったのが4名分あ

りまして、うち1名が途中退職してしまって、その方は対象外になっているのですけれども、継続して雇用促進助成金の対象になっているのが3名いるということです。実績額が3名掛ける36万でこの金額にならないと思うのですけれども、実際は対象になるのが3年間対象になりますので、例えば令和2年から雇用されていた人が1年たって3年、4年、5年と3年間補助金の対象になるという、そういう形で対象期間、対象になった年度が違う方が積み重なっていったこの実績額になるという考え方になります。

工藤副委員長　そしたら、これは3年間出るのでですね。3年間出るから、こういう708万になるのだということでもいいですか。

広谷係長　そのとおりです。令和4年度以前に令和3年度、令和2年度等で指定の申請を受けた方の補助金も含まれております。

逢坂委員　まず、1年間勤めたら、正社員は36万、パートは12万円交付で、申請はその前の1年前に当然しなければならないということなのですが、その中身について括弧書きで新卒と障がい者の場合48万というふうに書かれているのですけれども、この新卒の範囲、要するに中学校だって例えば卒業したら新卒になるし、高校、短大、大学とかいろいろとあるのですけれども、そういう規定みたいのはあるのか、まず1点目。

広谷係長　おっしゃるとおりで規定がありまして、条例の定義の中で学校教育法に規定する学校、専修学校または外国の教育施設を卒業後3年以内の者として定義されております。

逢坂委員　そうすると、3年以内に就職すればこれに該当するということで理解していいですか。そういうことですね。

広谷係長　そのとおりです。

逢坂委員　それで、もう一点、障がい者とあるのですけれども、この障がい者も大変失礼ですけれども、最近障がい者もピンキリという言葉はちょっと悪

いのですけれども、表現悪いのですけれども、等級によっていろいろとあると思うのですけれども、その辺はどの程度までの範囲を考えているのか。

広谷係長 等級に対する区別はないのですけれども、手帳の交付を受けている方で、その手帳の写しが必要になるというふうに規定しています。

逢坂委員 それであれば、等級1から3、僕もちょっとその辺分からないし、1から5でもいいけれども、あったら、働ければ要するにいいという解釈でよろしいですか。障がい者であっても働ければいいということ。

広谷係長 おっしゃるとおりです。そういう方を積極的に事業者のほうで使っていたきたいという考えを持ってこういうふうにしております。

逢坂委員 それで、新たにこれはできる制度だと思うので、過去の例、これなんか見ると利用されているあれがだんだん減ってきて本当に少なくなっているのですけれども、その辺の現状はどういうふうに分析されて、今回こういうふうなシステムにいろいろ変えているのですけれども、減ってきている要因というのはどういうふうに、ちょっと申し訳ないのですけれども、捉えているか、分析されていれば教えていただきたいなと思います。

広谷係長 実際に詳しく分析したというわけではありません。ただ、過去の実績を見ていくと、それなりに従業員を扱っている大きな会社が利用していただいているというのは実績を見て分かります。そういった事業者さんがある程度雇用がたまたま落ち着いたのかなというふうな考え方もできずし、実際人口減少に伴って従業員が減ってきている、人手不足だという話も聞きますので、そういった実態もあるのかなというふうに考えております。

逢坂委員 もう一点、この雇用促進条例、ちょっと私も認識不足なのですけれども、全ての業種に当てはまるということよろしいでしょうか。その辺の僕もちょっと勉強不足で申し訳ございません。

広谷係長 羽幌町内に事業所を有している事業者となっておりますので、全ての業種で対象になるというふうに考えていただいていたと思います。ただ、対象にならないものとして、羽幌町から人件費に対する補助金を受けている事業者ですとか、宗教団体ですとか、そういった基準はありますので、それ以外の民間の事業者という考え方になります。

逢坂委員 そうすると、話ちょっと申し訳ないのだけれども、ざっくり言うと例えば遊技場、例えば例を挙げるとパチンコだとか、そういう業種とか、風営法というか、そういう部分に関わる、羽幌町はないと思うのですけれども、パチンコ店はあると思うので、その辺の部分で引っかかってくる部分はないのですか、これ大変申し訳ないですけれども。

広谷係長 おっしゃるとおりです。すみません。説明が足りなかったのですけれども、条例の第3条で助成対象というのがありまして、その中で風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に該当するものは除くとされております。

逢坂委員 遊技場のパチンコとか、そういうのはいいということですか。それに該当するのですか。申し訳ございません。

広谷係長 すみません。ちょっと私も不勉強で、ここに遊技場が該当になるかというのは後で調べさせていただきたいと思います。

金木委員 私も前段の条例の狙い、目的の全文ちょっと今頭がないので、何とも言えないのですけれども、2ページ目の4番の改正内容からすると今回の改正には変わりはないと思うのですが、制度説明の中で羽幌町民を雇用した場合とあります。ということは、羽幌町民以外の人を採用だと駄目だということになると思うのですが、これまでもそうだったのかもしれないのですけれども、この条例そのものはやっぱり町内の事業者の支援をするための条例だと思うのです。人数を増やして事業を拡大してやっていきたいという事業者を応援しますよということだとすれば、この人が働こうが、例えば近隣の町村から羽幌の会社に勤めて働くという場合も当然あるだろうと思うのですけれども、そういった場合は制度の

内容からすれば、十分通える距離、近隣の自治体の町民であれば、そこまで規制すべきだったかどうか、既に今そうなのだとおっしゃられたらどうもこうもないのですが、その点について改めてお聞きしたいのですけれども、羽幌町民だけに限定した本当の狙いはどんなところでしたか。

広谷係長 おっしゃるとおり、事業者支援ということで考えれば、近隣町村も対象にしても問題ないというか、そのほうが事業者にとってはやりやすい面もあるとは思いますが、制度の目的にもありますとおり求職者にとっての就職機会の充実というのも目的の一つにあります。それは、もちろん羽幌町民の方を雇用しやすいような形にしようというのも一応目的にありますので、町民を雇用していただければ補助金の対象になりますよというのがまず制度設計の一つの目的となっております。それと、もう一点、既に羽幌町民になっている方が1つ条件であるのと、指定申請までに羽幌町民になる予定の方というのも対象にしていますので、実際に雇用が4月1日だった場合、指定の申請が例えば4月末だった場合にその間に羽幌町民になっていれば、それも対象にするという形に少し幅がある形になっています。

村田議長 まず、先ほど広谷係長から羽幌町のほかの補助を受けているのは対象にしないということの説明があったと思うのですが、例えば羽幌町以外の補助、実例でいいますと農業者は国の補助があるのです。新規で雇った場合、年間上限120万だったかな、それが2年間だかもらえる、そういうのがあって、自分のところはそっちのほうが金額が大きいから町のほうは使っていないのですけれども、そういう場合羽幌町以外の要は助成なので、そういうところでいくとそれが確認で対象になるのかならないのかというのがちょっと疑問というか、分からないので、答弁をお願いします。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:22～11:23)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

広谷係長 先ほどもご説明させていただきました条例の助成対象の要件、第3条の中に書かれているのですけれども、次の各号に全て該当するものという条件の中に羽幌町内に事業所を有するものですか、風営法ですか、補助金を受けているものは除くとかといった条件もあるのですけれども、その中に次に該当するものということで中小企業基本法に基づく中小企業者だとかある中で農水畜産業のうち法人事業者という扱いになっておりますので、例えば農業ですか水産業という方は法人化していないとまず対象にならないというものがあります。他の補助金を受けていないかということですよ。（うん、そう。の声）

小寺委員長 暫時休憩します。

（休憩 11:24～11:27）

小寺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

広谷係長 申し訳ありません。後ほど詳しく調べた形でご回答させていただきます。

村田議長 次が2番目の現状で、申請件数が減ってきているというところで制度の周知、認知度を高める必要があるという、この部分で具体的に今までの周知の仕方から何か違う形で周知をしていくことを考えているのかどうか、今のところ考えていないのであればこれから考えるでもいいし、そこら辺もしあれば答弁お願いします。

広谷係長 これまで商工会の総会に合わせて資料を事業者さんにお配りするのですとか、ホームページなど周知をしてみました。改めて何か違う周知をするのかというのは、今現在考えていないのですけれども、これから広めたいという考えありますので、別な方法も考えていきたいというふうに考えております。

村田議長 その点は、自分の会社は商工会に入ってくれとお誘いはかかっている

けれども、農業者でなかなか商工会に入っている業者はいないのです。ということは、下手すると知らないということもないわけではないので、広報でもいろんな形、媒体使ってやっぱり知らせるべきかなと思うので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

続けていいですか。今度3ページ目で、これが一番ちょっと悩んだところなのですが、現行と改正後というところで現行の部分は分かっているので、いいのですけれども、改正するところで6か月以上前で10名が途中で1人減ったから雇用して10人になるというところでは駄目よというところは補充という意味だと思うのですが、6か月前は10名で、そのままいって雇用前日も10名で、雇用した6か月後に1人退職したと、一回増えてその後、さきでなくて、新たに例えば雇用した2か月後、3か月後にその事業者から1人退職者が出たのだと、そういう場合の中で突発的に離職をしたということもあるでしょうけれども、その人があと1年とか半年で辞めるから補充をしておいて、その雇用した2か月後か3か月後に辞めたいという人が離職していったという場合も想定としてはないわけではないのと、実際にそういうのを私この制度の中で1回前の課長さんと議論したことがあって、そこら辺はどういうふうな見解を持って対処していくのか、ここではちょっと出ていないので。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:31~11:33)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

広谷係長 雇用日前日から1年後の交付申請日までの間に退職するというのは想定しておりまして、その減少理由が自己都合退職の場合は助成の対象になるというふうに規定しております。ですので、例えば雇用日前日と雇用日を比較して1名増えていて2か月後、3か月後に自己都合で辞めたとしてもそれはオーケーですよという形で考えております。もう一点お話にありました前もって雇っている場合もその本人の辞める理由が自己都合退職という形なのであれば、今の規定からいけば対象になるという考え方になります。



小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、1点目の羽幌町雇用促進助成条例の改正については終わりたいと思います。  
暫時休憩します。

(休憩 11:35～11:35)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、続いて羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の改正についての説明をお願いいたします。

### 3 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の改正について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

広谷商工労働係長 11:35～11:41

それでは、ご説明させていただきます。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。まず初めに、1の制度説明でありますけれども、本条例につきましても羽幌町中小企業特別融資制度要綱に基づく融資を受けた者に対し利子の一部、北海道信用保証協会に対して支払う保証料を補給しまして中小企業の振興を図ることを目的としております。

下の表を御覧いただきたいと思います。貸付けの種類が運転資金、また設備資金となっておりますけれども、左側が運転資金、右側が設備資金となっております、それぞれ貸付限度額ですとか、貸付利率、償還期間が決まっております、その範囲内で貸付けをします。貸付けの条件につきましては、1年以上の営業実績があり、羽幌町商工会員であることとなっております、申請窓口は商工会となります。貸付けの審査につきましては、各金融機関の審査と北海道信用保証協会の審査を受けて貸付け決定となります。

次に、2の現状についてであります、国の金融政策により貸付利率が引き下げられておりますので、金融機関との協定による貸付利率が1の制度説明の表の中の貸付利率を御覧になっていただければ分かる通り1.5%から2.3%となっております、本条例の本則中で2%を超える分の利息を補給するとしておりますけれども、貸付利率2%を超え、利息分の補給が必要となる貸付けが設備資金で7年を超えるものだけとなっておりますので、実態としてはほぼない状況となっております。そのため現在の状況につき

ましては、北海道信用保証協会に対する保証料分だけが補給の対象となっているものが全体を占めております。実績につきましては、令和5年度の見込みと過去2年分の新規借入件数と実績額を記載しております。

次に、3の改正の経緯についてであります。コロナ禍や物価上昇による経済活動停滞によりまして売上げの減少や資金繰りに苦しむ中小企業、小規模事業者等への支援策として令和6年度から令和8年度までの時限での特例といたしまして、運転資金及び設備資金の貸付けに伴う利息負担の軽減を図ることを目的といたしまして、利子補給率の下限を引き下げる改正を行います。本改正につきましては、商工業振興策として検討してきたものでありまして、資金繰りに苦しむ事業者の運転資金の確保ですとか、売上げ増加を目指し、設備投資を行う事業者を支援いたしまして地域経済の活性化を図ることを目的といたします。

裏面の2ページ目を御覧ください。4の改正内容についてですけれども、表の左側、現行を御覧いただきたいと思っております。現在の規定では、運転資金、設備資金ともに未償還元金に対する利息のうち年2%を超える分の利息を補給するというふうになっておりますけれども、表の右側、改正後を御覧いただきたいと思っておりますが、本則の改正ではなく附則に運転資金、設備資金ともに未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給するという規定を追加しまして、年1%を超える分の利息を補給するという内容になっております。

次に、5の新たなスキームについてですけれども、令和6年度から令和8年度の3年間の間に新たに融資を受けた者を特例の対象といたしまして、今現在既に融資を受けている分については特例の対象としないものであります。ただし、既に融資を受けている者に対する救済といたしまして、繰上償還して新たに借り入れる場合ですとか、残金を含む借換えを対象といたします。借換の審査につきましては、取扱金融機関及び北海道信用保証協会の審査をクリアする必要があります。

下の図を御覧いただきたいと思っております。令和6年度から令和8年度の3年間の間に新たに融資を受ける者につきましては、融資を受けてから5年間の利子補給を受けられるものとなります。下に例として記載しておりますけれども、例えば設備資金の融資を受けまして7年間で償還する場合、融資から5年間は1%を超える分の利子補給が受けられまして、残り2年間はもとの本則に戻り、2%を超える分の利子補給の対象として計算されることとなります。

なお、この改正によって増額となります予算につきましては、すみません、ちょっと資料には書いていないのですけれども、新たに2億円程度の融資が増えるという想定の下で令和5年度と比較しまして約180万円の増額で約320万円を新年度予算として計上い

たします。

以上です。

小寺委員長

ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 11:41～11:46

金木委員 この内容についての要望としては、町の商工会からも度々だったか1度だったかちょっと定かではないのですが、町の地元の事業者のほうからも要望出てきていた内容かなと思うのですが、今度1%、今現在は2%を超える分だったのが1%にちょっと下がるというか、これ管内的というのか、このレベルってどのぐらいなのか、ほかの町村と比べてまあまあほかのところもこんな状況なのか、特別羽幌町が力を出して支援するぞというようなことなのか、その辺どんな状況なのかを知りたいと思います。

広谷係長 留萌管内では、苫前町、初山別村、小平町さん等で同じく利子補給の制度というのを持っているのですが、町によっては協定による貸付利率も異なりますし、補給条件も変わってくるのですが、他町村では全額補給しているところもあれば、1%を超える分に対して上限がないといったような様々な条件あります。羽幌町におきましては、特段他町村の状況を見ますと事業者支援にかなり力を入れているというわけではないのかなというふうには思いますけれども、1%という条件にすれば事業者支援になるというふうには考えております。

工藤副委員長 ここの2ページの改正内容というところで、現行が年2%を超える分の利子を補給するという、それで改正後は年1%を超える分の利子を補給するということは補給する分が増えるということですか。

広谷係長 おっしゃるとおりです。例えば運転資金で1年以内のものを借りた場合は、今まで現行であれば1.5%で貸付けされるので、2%を超えていないの

で、対象外だったのですけれども、改正後につきましては1%を超える分が対象ということになりますので、0.5%分は利息補給してもらえというような形になります。

村田議長 ちよつとよく分からないので、質問したいのは、2ページ目の一番最後の例として書いてあるところで融資から5年間1%を超える分の利子補給を受けるというのは、これは当然5年間利子補給受けれるわけですから、残り2年間は本則どおり2%を超える分が利子補給の対象となるというところが私には分からないので、5年間利子補給というのが本則なのです。なのに、これでいくと2.3%でもし借りていたとすると利子補給は7年間受けれるということになるのですけれども、本則は5年と書いてあって、例でいったら本則のとおり2%を超える利子補給の対象となると、残り2年間というのは、6年目、7年目が利子補給受けれるということになるのだけれども、本則と合っているのでしょうか。

広谷係長 すみません。私が資料のつくり方を間違えました。5年分ですので、6年目、7年目は対象になりません。申し訳ありません。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、質疑がないようですので、羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の改正については閉じたいと思います。  
商工観光ではもう一件あるのですけれども、これは午後からにしたいと思うのですけれども、すみません。(1時から。の声) 1時から。  
暫時休憩します。

(休憩 11:46~13:00)

小寺委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、午前中に引き続き羽幌町企業振興促進条例の改正について説明をお願いします。

#### 4 羽幌町企業振興促進条例の改正について

説明員 商工観光課 三上課長 広谷係長

広谷商工労働係長 13:00～13:09

それでは、羽幌町企業振興促進条例の改正についてご説明させていただきます。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。まず初めに、1の制度説明であります。本条例につきましては本町で新たに事業を営む者または既に事業を営んでいる者に対し必要な助成措置を行うことにより、地域経済の活性化を図るものであります。

本条例につきましては、複数の補助メニューがありまして、下の表を御覧いただきたいと思います。補助メニューにつきましては、大きく分けて5つのメニューがありまして項目の欄に名称を記載しておりますが、1つ目の事業場の立地助成から5つ目の離島観光振興事業助成までとなっております。今回の改正につきましては、5つ目の離島観光振興事業助成となりますので、1から4までの補助メニューの説明は資料をもって割愛させていただきます。離島観光振興事業助成につきましては、表の中の内容と記載された列になりますけれども、補助対象の内容がさらに4つに分かれておりまして、1つ目が離島観光事業者が行う設備の改修または更新、2つ目が離島で事業を営む中小企業者が行う自社の従業員用住宅取得及び改修事業、3つ目が離島観光事業者が行う町外からの労働者確保事業、4つ目が裏面になりますが、離島観光事業者が行う設備の新設事業となります。表の右側は、補助率等ということで、対象となる費用、補助率、上限額がそれぞれ事業内容ごとに異なりますので、資料のとおり記載しております。

裏面の2ページ目を御覧いただきたいと思います。2の現状についてであります。今回の改正は離島観光振興事業助成の部分となりますが、現状の離島観光事業者の定義が旅館業（民宿含む）、食事の提供を主目的とする飲食店、旅客運送業、物品賃貸業など観光に関連する事業を営む中小企業者で町の離島地区において同一の事業を1年以上営んでいる者と定義されております。などという記載もありますが、現状では民泊は補助対象業種として明記されていないという状況になっております。なお、旅館業の定義につきましては、旅館業法第2条に規定する旅館、ホテル業及び簡易宿所営業とされておりまして、旅館業法に基づく北海道知事の許可を受けた者であることとなっております。住宅宿泊事業法に基づく北海道知事への届出による民泊は、この規定には含まれておりません。実績につきましては、企業振興促進条例全体の令和5年度の見込みと過去2年の補助件数、実績額を記載しております。

次に、3、改正の経緯についてであります。昨年島内で既に旅館業を営んでいる事業者から新規に民泊事業を始めたいが、建物改修の補助がないかという相談があったものであります。離島の宿泊業につきましては、事業者の高齢化ですとか施設の老朽化か

ら事業の廃止が増えておりまして観光客や建設関連作業員等の受入れに支障が生じておりますので、将来的な離島の宿泊業に関する課題を考慮しますと、旅館業だけではなく民泊という事業形態を対象としまして宿泊に関する課題解決に対応できればというふうに考えているものであります。現在の条例では、宿泊業に関しては旅館業法に基づく許可を受けた旅館業だけを支援の対象としておりますので、住宅宿泊事業法に基づく届出で事業を行う民泊業も補助対象とするため、補助対象範囲の拡大に必要な規定を整備するものであります。

次に、4、改正内容についてですが、表の左側、現行を御覧いただきたいと思えます。1つ目ですが、現在の規定では民泊が補助対象業種として明記されていないものにつきまして、表の右側、改正後ですが、離島観光事業者の定義の中で旅館業（民宿含む）として規定されていた部分を宿泊業のうち旅館業（民宿含む）及び民泊として民泊業が補助対象業種であることを明記いたします。

2つ目ですけれども、現行では民泊に関する定義がないものにつきまして、改正後は民泊の定義として住宅宿泊事業法第3条に規定する北海道知事への届出を行い、島内に民泊施設を有し営む事業をいうとして規定します。

次に、3ページ目の5、民泊とはについてですけれども、民泊とは住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する事業で、家主が居住する家屋で事業を行うものを家主居住型民泊、家主が居住または滞在しない家屋で事業を行うものを家主不在型民泊ということとされております。

旅館や民宿と民泊の違いについて下の表にまとめております。大きく違う部分についてご説明いたしますと、関連法につきましてはご説明したとおりです。次に、客室数ですけれども、旅館は5室以上と規定されておまして、民宿、民泊には規定がありませんので、1部屋からの営業も可能となっております。次に、営業日数ですけれども、旅館、民宿は制限がないのに対しまして、民泊は180日以内と制限されております。これは、営業期間の日数ではなくて実際に宿泊させた日数ということですので、180日以内であれば年間を通して営業も可能となっております。次に、消防設備ですけれども、宿泊業を行う上で許可を受けて営業するか届出で営業するかの判断の境目になる部分とも考えられますけれども、最低限必要な消防設備の基準がありまして、旅館業のほうが厳しい基準となっております。民泊に関しては、宿泊室の面積が小さければ住宅用火災警報器があれば営業が可能とされております。

次に、6の民泊を対象とする上での問題点についてですけれども、民泊の概念につきましては戸建て住宅の1部屋からマンション等の空き室を客室にするものまで規模も営業形態も様々で、宿泊実績が少ない場合でも営業可能となります。そのため、戸建て住

宅を補助対象として補助金を投入したにもかかわらず事業が長続きしなかった場合ですとか、単なる個人財産の修繕となってしまうおそれがあります。これの対処といたしまして、施行規則の補助対象要件の中に設備の改修及び更新に関しましては現に事業の用に供しているものに限るとあります。こういった部分ですとか、北海道知事への届出をした上で1年以上の実績、実績につきましては要確認するように考えております、があるものを補助の対象として、かつ条例の中で3年以内に操業を休止または廃止したとき補助金の返還を命ずることができるの規定ですぐに事業廃止するケースなどに対処したいと考えております。

最後に、7番、補助対象経費についてですけれども、厳しい基準の旅館業法に基づく許可を得て旅館業を営む者と届出で事業を開始する者との公平性に配慮しまして、単に個人が所有する財産の価値を高めるだけにならないよう対象経費の考え方に対して区分する必要があると考えております。

下の表になりますけれども、現行の旅館、民宿に関しましてはこれまでの実績からいきますと施設を改修した経費の全額を補助対象経費として算定しておりますけれども、民泊に関しましては宿泊室に係る経費は全額対象としまして、民泊施設に最低限必要な設備として定義されている台所、浴室、洗面設備、便所に係る経費につきましては民泊事業の営業形態に大きく左右されますので、家主との利用割合等に応じて対象経費を案分したいというふうに考えております。また、屋根、外壁、廊下等についても事業に必要な部分となりますけれども、宿泊室の規模によって左右されますので、宿泊室の面積の合計を建物の延べ床面積の合計で除して得た割合に改修等に要した費用を乗じて得た額を補助対象経費とすることとして考えております。

以上です。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:09～13:51

村田議長 最後のところで、補助対象経費という中の民泊の部分で居住者と宿泊者の使用割合によりということとところでいくと家主居住型民泊ということに入ると思うのですけれども、これが例えば家主不在型民泊の場合だとこの共用設備ということでは除かれるという考え方でいいのでしょうか。

広谷係長 おっしゃるとおりです。家主不在型民泊という形になると、建物全体が恐らく事業用に供されている状況になると思いますので、その場合はかかった経費全額が対象になってくるのかなというふうに考えております。

村田議長 民泊で3ページ目に180日以内の宿泊延べ日数というおかしな話、要はお客さんがたくさんいてそれを越えた場合というのは、逆に言うと超えるような日数になると断らなければならないということになるのか、そこら辺ちょっと分からないので、説明してもらいたいと思います。

広谷係長 180日以内というのは、住宅宿泊事業法の中で届出でやってもいい営業の制限となりますので、その届出の範囲内で営業する分にはそれを超えてはならないということになっています。ですので、180日をどうしても超えて営業したいということであれば、旅館業法の許可を取って営業しないといけないということになります。

逢坂委員 まず、3ページ目の5の民泊の定義の中なのだけれども、住宅の全部または一部を活用してということなのだけれども、民泊するのに使われていない部分の住宅の一部なり全部を活用するという意味だと思うのだけれども、その辺が自分としてはちょっと曖昧かなというのがあるのだけれども、家主居住型民泊と今議長が言われた家主不在型民泊というのがあって、住宅の中に使われていない旅館とか、そういうやつがあって住宅の一部が旅館になっていたり、いろんな形があると思うのだ。全て住宅を定義にして民泊というのを設定されたのかどうか、住宅以外で従前より例えば住宅兼旅館みたいになっていたり、何かやっけて今やっけていないとか、例えば泊まれるところがあるとか、あくまでも住宅の中の一部を貸して民泊にして、そういう定義で捉えていいのか、その辺住宅宿泊事業法に基づくということであるのだけれども、あくまでも住宅、普通の一般に住んでいる住宅の一部の部屋、1つの部屋を貸したりしてやることを民泊という定義で捉えてやるのか、それとも例えばいろんな旅館、民宿で整理されてやっていると、その違いってちょっと僕はあまり理解できないのだけれども、あくまでも本当に住宅だけの、自分が住んでいる、私の住んでいるうちを貸すことが一部、1部屋を貸して民泊にするという定義でいいのか、その辺を教えていただければなど





どうか、住宅全部をひっくるめて50平米以下なのか、この辺がちょっと何かあやふやな感じするのだけれども、人を泊めるとなるとやっぱり、今は住宅火災警報器って一般住宅に設置義務というか、あって、必ず今は寝室に、あるいは台所につけることになっている、だけれどもこれ見ると50平米未満であれば住宅火災警報器で可で、防火区画も要らないと。だけれども、建物自体はすごく大きいのに、そしたら自火報だとか、例えば消火設備だとか、いろんなもの必要になってくると思うのだ。そういうのは対象にならないのか、対象というか、規定の範囲にならないのか。

小寺委員長 逢坂委員、まず50平米未満の上の段に宿泊室だから、その部屋で50平米未満ということでまずうたっているというのはいいですか。

逢坂委員 だから、まず50平米未満で区切ってやるのか、全体の住宅の中の平米数は全く関係ないのかというふうに、そしたら簡単に質問します。

広谷係長 建物の延べ床面積が大きくなったときに消防設備が基準があるのではないかということだと思えるのですけれども、すみません、ちょっと私も不勉強で、私が調べた資料の中では宿泊室の床面積に対して消防設備必要な基準が変わってきますよといった資料を基にこの制度設計してきたのですけれども、またちょっと詳しい話になってくると、少し勉強させていただいて詳しく回答させていただいたほうがいいのかというふうに感じましたので、後から回答させていただくということでもよろしいでしょうか。(いいです。の声)すみません。

工藤副委員長 1 ページの内容と補助率等という部分なのですからけれども、まず1 番目の部分は補助率10分の2で上限額1,000万ということで、この部分は分かるのですけれども、2 番の創業に対する補助という部分の利子補給5年分となって、それから家賃補助は月額3分の1、これが上限額3万円、期間が2年間とありますけれども、これは利子補給も今後5年間して、そして借入れもできるのだという、そういう補助の仕方ですか。

小寺委員長 まず、これ今回説明していない部分、既存の制度でしているのですけれ

ども、もちろん企業促進の改正なので、全部は含まれるのですけれども、今回は離島の部分の説明だけだったのですけれども、もし答えれるのであれば答えていただければと思いますけれども、大丈夫そうですか。

広谷係長           お答えします。創業に対する補助の内容なのですけれども、創業者が新たに町内で事業を開始した場合に創業に係る初期投資等で借入れが必要になるケースもあると思います。その初期投資等で借入れしたのに対して利子補給5年分するという内容のものと、初期投資はなかったのですけれども、店舗を借りていて家賃がかかるといった場合、家賃がかかる場合はそのかかった家賃の3分の1の額を見るというふうになっているのですけれども、その上限額が3万円までですよという内容で、その家賃補助は2年間を上限とするという内容になっています。

村田議長           3ページ目の6番、民泊を対象とする上での問題点というところで色を塗ってあるところの中にこの補助を受けるためには1年以上の実績がなければ駄目ですよということをうたっているのですけれども、例えばこれから民泊を初めてやりましょうという人は実績がないと思うのですけれども、そこら辺の考え方はどのようになっているのか知りたいのですけれども。

広谷係長           村田議長のおっしゃるとおりでして、離島観光事業者という定義が条例の中で規定されておりまして、おっしゃるとおり1年以上の実績がある者となっております。今回相談があった方は、旅館業も営んでいる方なので、宿泊業として大卒で見れば経験がある方にはなるのですけれども、民泊事業という部分では初めての事業ということになるので、1年程度事業をやっていただいて実績をつくっていただいてからその建物に対して町として支援していきたいというふうに考えております。

村田議長           そういうことであれば、今旅館業をしているからいいけれども、まるっきりしていなくて民泊のみでスタートしようとする場合は民泊で届出を出して一応営業を1年間して、その後に改修工事なりなんなりをすると補助が受けられるということで、やりたいわ、すぐ改修もしたいのだからというときは対象にならないのだけれども、どうでしょう。

広谷係長 おっしゃるとおりで、これから始めたいという方に関しては1年間民泊の届出を取ってから事業をやってもらってその建物に対する補助をしていくという内容になっていまして、後から質問のありました最初に直してから始めるのにその直す分に対して補助してほしいという部分については今回は対象にしないという考えで進んでおります。

村田議長 それを対象にしないという理由は、どういうことでそういうふうな規定にしたのか教えていただきたいなと思います。

広谷係長 初期投資を対象にしない理由なのですが、当初令和6年度から民泊事業を始めたいという相談内容ありましたので、民泊に関してそもそも補助が可能かということですか、また初期投資に補助を交付するのが可能かといった観点で当初検討始めました。その後民泊制度に関していろいろと調査しまして、理事者ですとか財務課と協議したのですが、これまでの離島観光振興の助成からいきますと、1年以上実績を積んでいただいてから観光事業者として努力している事業者を支援するといった目的でつくってきた補助メニューになりますので、今回初期投資を対象とするといった部分に関しては慎重に検討していったほうがいいということで内部でなりました、また初期投資の補助に関しまして民泊事業につきましては改修ですとか更新とか対象に補助を交付した場合に民泊の届出が受理されなかった場合ですとか、また届出を受理して事業を始めたのですが、その事業実態が補助金の交付にそぐわないのではないかとかですとか、そういった部分で初期投資に補助を出すというのはリスクが大きいといった部分もありましたので、今回民泊を対象にするということに関しては内部でも前向きに検討してきたのですが、実績を積んでいただいてから補助をしたいというふうに考えております。

村田議長 今の答弁の中身は分かるのですが、せっかく民泊を取り組んでやりたいのだわという人がいたときに、お客さんを呼ぶのにやっぱりトイレきれいにしたいとか、そういうことは思うと思うのです。それで、今の間違っているのではなくて、例えばそうやって最初に初期投資して、そのときは補助もらわなくてもその人が2年、3年、4年と上手に民泊業

者として営業していった場合、遡ってそれを見てあげると言ったら駄目なのかもしれないけれども、何か救ってあげれる方法はないのかなというのがちょっと私としては思うので、そこら辺は何かいい方法を考えられないのかどうなのか、かなり検討はしていたというので、いろんな理由があっただけなのでは思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

広谷係長 性質的に補助事業ということになりますので、改修したという事実が数年前にあって、それを対象にしてあげるということは難しいとは思いますが、初期投資がないときれいな建物でお客様を迎えることができないというのは確かにご意見としてはあると思いますので、前向きに検討していくという形にさせていただきたいのですけれども。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:29～13:32)

小寺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

金木委員 今回の提案の内容は、今まではっきり規定のなかった民泊事業に関して民泊を始めようとする人にも補助対象を広げようという、そういう改正なのだということは理解しましたが、文字面の質問ですけれども、3ページの表の中の民泊のところは180日以内とあるのですけれども、以上ではないのか、以内なら1日や2日の営業でもいいということか。

広谷係長 おっしゃるとおりです。1日、2日からでも民泊事業になります。180日を超えてはならないという制限になっています。

金木委員 超えたら、それは民宿になるとか、そういうことですか。(さっき質問した。の声) ごめんなさい。

広谷係長 180日を超えてはならないということになっていますので、超えた場合は旅館業としての許可を受けて営業していただかないといけない形になり

ます。

逢坂委員 やっぱり民泊とはという5番目が随分引かかるのだけれども、家主居住型というのは、これは分かります。理解もできるし、管理もされていると思うのだけれども、家主不在型民泊という形にすると管理とか、例えば勝手にそこに行って、家主がいない、管理者がいないという自分の考えなのだけれども、勝手に入って行って勝手に泊まってという、そういう民泊でもできるということにはならないのですか。そういう規定みたいなのないですか。

広谷係長 逢坂委員のおっしゃるとおり、家主不在型民泊で届出を取る場合は施設管理者を置かなければならないですとか、そういった定義がされていて、宿泊者の安全面を考慮したような形で営業しなければならないというふうになっております。

逢坂委員 管理者、必ずそこに誰かがいて、そして管理をすれば変なものですけれども、受付したりするということで、そういう理解で、不在型となっているから誰もいないのかなとちょっと思ったものですから、分かりました。その件は分かったので、いいです、置くということで。ちょっと前に戻って、すみません。5の設備の改修、更新事業を行う業者、(1)においては町内の建設事業者を利用する場合に限ると、要するに町内業者を使わなければ駄目だとうたっています。次の2番目に行くと、例えば改修事業もあるのだけれども、ここは何にもないのだ。そういう縛りみたいのがないのですけれども、これは何か意図があるのかなと。

広谷係長 すみません。私の資料の作り方がちょっと悪かったので、2番も改修事業となっておりますので、町内建設事業者を利用する者に限るということで実際の条例の規定の中には規定されております。申し訳ありませんでした。

逢坂委員 次のページも同じような内容なのだけれども、大変申し訳ないのですけれども、観光事業者、町外事業者とうたっているのですけれども、これ

は町外事業者でなければ新設設備とか、こういう事業はできないのでしょうか。

広谷係長 これもちょっと私の資料のつくり方が悪くてちょっと混乱させてしまったのかなというふうに思ったのが、離島観光事業者なのですけれども、町内にいて1年以上実績を積んだ事業者もそうですし、町外で旅館業とかを営んでいて実績を持っている事業者もいらっしゃるのですけれども、町外でもう既に実績を持っている方が離島で同じ事業を行う場合というのが新設事業の対象になるということで、離島観光事業者のうち町外から来る事業者という意味で（町外事業者）と書いたところがあるのですけれども。

逢坂委員 それは、要するに地元のいろんな商売やっている方、観光関係でもいるわけだから、その方々はこの事業対象にはならないのですか、聞いておきます。

小寺委員長 すみません。地元のくくりが島内ということなのか、それとも町内ということか。

逢坂委員 そうそう。町内、島内も同じですけれども、町内ということで大きくくりでいくと。

広谷係長 新設事業に関しては、町内の事業者が対象にならないことになります。

逢坂委員 町内が対象にならないということは、必ず町外でなければ駄目だという対象になってしまうのだけれども、それはどういう趣旨というか、意味があるのか、町外でなければ駄目だという規定がどこから考えてきているのかなということ分からないのだけれども、町内でも十分いいのでないかなと思うのだけれども、新規に例えば島で何かやりたいとかいう人にやってもいいのでないかなと思うのだけれども、どうですか、その辺は。

広谷係長 離島観光事業者というものの定義について条例の中で書かれておりまし

て、先ほどご説明したとおり離島観光事業者は町内のこういった事業者ですとか、あとは町外で1年以上そういった観光事業を行っている者というのが離島観光事業者だよという定義がまずありまして、さらに離島観光振興助成の中の新設事業が対象となるのは町外から来た事業者ですよということになっています。例えば町外で旅館業を営んでいる事業者が離島で旅館業を始めてくれるのであれば、新設に対する経費を対象にしますということで、ここの新設を町外事業者と限定している理由として新たに町内で事業を始めていただける事業者を支援するというで企業の誘致といいますか、そういった形で新たな事業者を町内に来てもらおうということで新設を対象にしたメニューというふうになっております。

逢坂委員

すみません、何回も。そしたら、1ページ目の一番上の本条例はというところに戻っていただきたいのだけれども、この制度説明の中では本町で新たに事業を営む者または既に事業を営んでいる者に対して必要な助成措置を行うことにより地域経済の活性化を図るものであると。本町で事業を営む者もここに該当されているのだ。うたっているのだ、大きく。だから、町外の新規事業だけにこの助成をするという、自分としてはちょっと理解に苦しむのだけれども、本町において既に事業を営んでいる者も、あるいはそういうものを重要視されているわけだから、町外だけになってしまうと、では地元で何かまた新たに事業を起こしたいのだといった場合にその補助対象にならないということになってしまうのではないですか。違いますか。別な事業を起こしたいのだけれどもと、だけれども既にもう町外とうたわれているから新規事業も起こせない、起こしたいけれども、補助はない、別な補助があれば別ですけれども、そうはならないですか。

広谷係長

おっしゃるとおり、制度の目的が新たに事業を営む者ですとか、既に事業を営んでいる者を支援するという大きな目標になっておりますけれども、実際に制度設計という形でいろんな補助メニューあるのですけれども、必ずしも新たに新規事業をやってくれれば初期投資ですとか、そういったものに補助が出せるといった全てを支援できるような今の現状の条例にはなっていないというのはおっしゃるとおりで、その部分をど



うするかというのは今後この企業振興促進条例自体の見直しの中でそういったものが需要だということであれば検討していかないといけない部分かなというふうに考えております。

逢坂委員 自分が言うのは、検討するというものよりは、大きな目的である地域経済の振興を図るという趣旨からいくと、地元の業者だってたくさんいるし、業者というか、観光業者たくさんあるわけだから、それ新規にやりたいといったら、別に補助してあげないで、あくまでも町外でなければ駄目だという、僕はそこが理解できないので、何かの機会にまた質問するかもしれませんけれども、そういうふうにあくまでも町外に固執したふうになるのかなという部分あるので、町内でも新しい事業やりたいという人が出てくればどんどん、どんどん補助して、新しい旅館でもやりたいという場合……（何事か呼ぶ者あり）すみません。暫時休憩して。

小寺委員長 暫時休憩します。

（休憩 13:45～13:49）

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

広谷係長 企業振興促進条例の中に複数の補助メニューがありまして、1番の事業場の立地助成というもので製造業ですとか、情報関連産業、旅館業、農林水産物等販売業を営む方、対象業種絞られますけれども、そういった方が新たに町内で事業を始めたいということであれば新設を対象にした補助の事業もありますし、それ以外にも創業支援ですとか空き店舗を活用した補助メニュー等もありますので、そういったものを活用、使えるものを活用しながら町内で事業を進めていただきたいというふうな形の条例となっております。

小寺委員長 ほかにございませんか。（なし。の声）それでは、商工観光課に関しては3件条例の改正について説明と質疑を行いました。この3件については、3月の定例会で議案として上程されるということで聞いていますので、また質疑等あれば本会議でも質疑する時間もありますので、ぜひ今回の

委員会も参考にして本会議で議決していただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 13:51～14:00)

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、総務課の調査事項になります。休会中の調査事項として、防災対策に関する取組状況というのを上げていました。まず、そこから説明をしていただいて質疑に移りたいと思います。

## 5 防災対策に関する取組状況について

説明員 総務課 敦賀課長、逢坂係長

敦賀総務課長 14:00～14:01

本日は、大変お忙しい中、総務産業常任委員会で説明する機会をいただきましてありがとうございます。本日は、今委員長のほうからお話もありましたとおり、防災対策に関する取組状況についてのほかに会計年度任用職員の勤勉手当の支給についてと職員の中途採用の実施について、そして組織機構の改編についてを議件として追加させていただきました。新年度に係る事業として3月定例会のほうに条例改正案を上程させていただくものもございますので、その内容についてご説明させていただきます。

それでは、内容につきまして議件ごとに担当の係長よりご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

逢坂総務係長 14:01～14:33

総務係の逢坂です。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、1の防災対策に関する取組状況についてということで(1)から(5)について順番に説明させていただきます。資料は、上下に分かれておりまして、右下にページ数を記載しております。説明の中でページ番号を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下段、2ページに移りまして、(1)の防災 i n f o はぼろの登録状況について、まず初めに防災情報伝達の流れ、次に国や町から配信される内容、そして登録状況の説明をさせていただきます。2ページは、本町の情報伝達全般の流れを示したものです。町民の皆様へお伝えする手段は様々ありますが、避難情報など羽幌町から緊急情報をお伝えする手段としましてはこれまで広報車や消防スピーカー、そして北海道と接続している防災情報システムに加えまして、点線で囲みました防災 i n f o はぼろが加わり、情報伝達の多重をしながら運用しているところであります。

3ページを御覧ください。情報配信の種類及び内容等についてであります。まず1つ目に国から配信される情報であります。基本的に町内全域を対象に出される情報で、緊急時など対処に時間的余裕がない事態が発生したときに出されるJアラートを自動起動により配信します。内容としましては、気象庁から出される大雨や暴風などの特別警報や推定震度4以上の緊急地震速報、津波警報、大津波警報が発表されたときに出される情報、近隣諸国からの弾道ミサイル通過など有事発生の際に内閣府が出す国民保護情報、これらの情報についてはいつ発生するか分からないものですので、深夜、早朝を問わず配信されます。また、国では緊急時にJアラートがきちんと配信できるよう各自治体で整備している受信機などの作動テストを踏まえた全国一斉情報伝達試験を行っており、その配信も年3回予定されています。

4ページを御覧ください。次に、町が配信する情報であります。これについては、町内全域または市街地区、離島地区など地域を特定して配信するものになりまして、防災情報とお知らせに区分して配信することとしております。まず、防災情報の内容ですが、緊急の区分として高齢者等避難や避難指示といった町が発令する避難情報、また避難所の開設が必要になったときに呼びかける情報、そのほか緊急にお知らせしなければならない情報については深夜、早朝問わず配信することとしております。また、これらの情報については、本システム以外にも道の防災情報システムと連携するLアラートとしてマスメディアや携帯電話のエリアメールでも配信される情報となっております。

続いて、その下、通常の区分として配信する防災情報ですが、想定しておりますのは災害発生後の避難所に関する情報や台風や大雨などあらかじめ自然災害の予測される場合の注意喚起、防災に関する啓発情報などを配信することとしておりますが、これについては町民の皆様がお休みになっている深夜や早朝は原則除いて配信することを考えておりますが、すぐにお知らせしなければならない場合は時間に限らず配信する場合もあると考えております。

5ページを御覧ください。続いて、お知らせですが、前提としてご理解いただきたいのですが、災害対策基本法では市町村は災害から住民の生命と財産を守る対策を講じる

ことになっており、緊急時に住民に情報を提供することは重要な責務と考えております。その重要な手段の一つが防災 i n f o はぼろであると認識しております。お伝えしておりますとおり、防災 i n f o はぼろは災害時などの緊急時に情報配信することを予定しておりますので、その性格上いざというときに予定どおり機能しなければ意味をなさないものであります。システム機器の良好な状態を維持する観点から、防災以外の行政情報を日頃から配信することで機器の点検、運用管理を行うという考え方に立って進めているところでありますことをご理解いただきたいと思います。令和5年度において配信しました主な内容を一覧にして記載しております。毎年実施される事業等のほかに、随時配信としまして熊の出没に関する注意喚起や羽幌町に關係する国道の通行止め情報など、事案の発生都度必要に応じて配信しております。なお、お知らせの配信についてですが、配信は総務課が行うため、発信者は総務課総務係と表示されますが、その内容自体は各担当課から配信の要請を受けて総務課で代表して配信しているということになっています。

6 ページを御覧ください。受信端末等の登録状況であります。初めに音声専用戸別受信機であります。機器の特徴としましてはボタンを操作するだけで細かな設定が要らず、情報を受信すると自動でチャイムや音声読み上げを行う屋内版のスピーカーのようなものであります。乾電池でも駆動しますので、停電時でも情報を受け取ることができます。音量は、利用者の設定で自由に変えられますが、緊急情報は設定にかかわらず最大音量で知らせる仕様となっております。現時点では対象世帯、施設合わせて461台貸出し、設置をしております。コロナ禍にあった令和4年度までは、訪問も難しいことから、全戸配布のチラシにより手挙げ方式により設置を推進してきましたが、なかなか設置が進まなかったことから、コロナが5類へ移行した令和5年度からはダイレクトメールと戸別訪問を繰り返し、設置を促進しているところでございます。

次に、文字表示機能付戸別受信機、いわゆるタブレット型端末であります。機器の特徴としては、市販されている端末と差異はございませんが、システムとして見ますと通知音と読み上げ、文字情報により情報伝達するものです。また、添付ファイル機能もあり、画像を用いて情報を伝えることも可能となっております。主な用途としては、離島地区で整備していた I P 告知端末の代替機としての利用でありまして、現時点で263台貸出し、または設置している状況となっております。

続いて、スマートフォンアプリ登録制メールについてであります。携帯電話網を利用したシステムならではの受信媒体と言えますが、近年の I C T の発展により保有者の割合が高いモバイル端末を利用した情報伝達として構築したものであります。スマートフォンやタブレット用のアットインフォカナルというアプリを利用するもので、ほかの自

治体においても導入しているところではありますが、アプリをダウンロードすることでプッシュ通知による情報伝達が可能となっています。現時点での登録者数は2,308件となっております。徐々に登録者数が伸びている状況です。冬期間における通行止め情報や暴風雪によるほつと号などの運行情報、そして能登半島地震などの発生による防災意識の高まりなどが登録者数増の主な要因ではないかと考えております。

また、スマホではなくガラケーを持っている方でも情報が受け取れるよう登録制メールシステムを導入しておりまして、81件が登録済みとなっております。

7ページを御覧ください。以上が防災 i n f o はぼろの登録状況ですが、やはり多くの方に情報が届けられなければシステム導入の成果を果たせないと考えております。引き続き広報等で呼びかけていくほか、各種イベントなどに出向き、PRを図るほか、令和6年度において国の制度を活用し、スマートフォン教室を開催する予定のため、その事業に合わせてシステムの説明や登録を支援し、登録者数の促進を図ってまいります。

また、戸別受信機については、先ほども触れましたが、これまでも周知を重ね、対象となる世帯からの申請、手挙げ方式により貸与を進めてきましたが、やはり限度があるのかなと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4年度までは接触機会を避ける部分もありましたが、5年度以降は70歳以上の高齢者世帯に対しダイレクトメールの発送と戸別訪問の繰り返しにより設置台数を伸ばしており、現在は津波浸水想定区域を終了し、大雨時危険区域の高齢者世帯を対象に原野地区を回っており、6年度は市街地区を訪問しながら設置の促進を図ってまいります。

8ページを御覧ください。続いて、(2)、防災資機材の整備状況についてご説明します。まず、防災備蓄の基本的な考えですが、東日本大震災以降全国各地で大規模な災害が頻発しており、平成28年4月の熊本地震や平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震、令和2年2月以降全世界で感染が急拡大した新型コロナウイルス感染症、そして令和6年能登半島地震など、避難者の健康やプライバシー等を守ることが課題となり、避難所の質の向上を目指した運営やブラックアウトへの対応、そして感染症対策など、本町においてもこのような事態への対応策が喫緊の課題となっています。こうした経緯から、各種災害等に備える教訓として公的備蓄に関するニーズの変化を踏まえ、さらなる対策と強化を進める必要性が高くなっています。

災害時においては、外出の危険性、ライフラインの寸断、あるいは流通機能の低下などによる物資等の不足といった状態が懸念されることから、町民や事業所等自らが日頃から必要な物資を備えておくことが必要となります。しかしながら、大規模な災害が発生した場合、多数の避難者が生じることが予想されることから、町としては自らの力で行う自助、事業者や自主防災組織等が助け合う共助を基本としつつ、町が行う行政備蓄

についてその基本的な考え方を羽幌町防災備蓄計画に基づき毎年度整備をしつつ、社会情勢の変化など新たな課題等が生じた場合には必要に応じて検討し、見直ししながら対応している状況です。

次に、災害備蓄等に関する協定締結についてですが、当町では災害備蓄等に関する協力体制を確保するため民間事業者等と協定を締結しています。今後もさらに町内で物資等を取りそろえている民間事業者等と協議し、より多くの供給が受けられるよう協定の締結に努めます。また、北海道と道内市町村間において災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定を締結していることから、ホームセンターやコンビニエンスストア等から物資の提供を受けることが可能となっています。当町における協定内容の一部としましては、災害時における応急生活物資の調達に関する協定は羽幌町商工会と、災害時における燃料等の供給の協力に関する協定は留萌地方石油業協同組合と、災害等の発生時における羽幌町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定は北海道エルピーガス災害対策協議会などと締結しており、いざというときにこれらの協定が有効に活用できるよう平時においても確認や連携を取っていききたいと考えております。

次に、防災資機材の整備状況についてですが、主な防災資機材について保管場所別、内容別に一般備品と生活、衛生用品、新型コロナの交付金で用意した感染症対策用品などについて一覧にしたものを添付しております。内容につきましては、御覧いただき、不明な点がございましたらご質問いただきたいと思います。また、今回の能登半島地震では暖房もそうですが、トイレなどの課題も出てきていますので、そのようなものについても今後どういう形が望ましいのか検討していききたいと考えております。

9ページを御覧ください。続いて、(3)、令和5年度防災訓練の実施状況についてご説明いたします。実施日時は、令和5年9月3日日曜日午前9時から午前11時10分の間で実施いたしました。

目的としましては、昨年6月から7月にかけて九州北部地方や北陸地方での線状降水帯の発生をはじめ、近年全国各地で局地的豪雨の発生や大雨に伴う大規模な土砂災害が多発しています。本町においても8月3日から6日にかけての降り始めからの雨量が平年の8月1か月分の総降水量を超える降水量を観測しており、幸いにも大きな被害は発生しなかったものの、町内2河川に挟まれている対象地域は大雨により河川が氾濫し、建物に浸水するおそれがあるほか、土砂災害警戒区域の指定を受けている地域もあります。気象情報に基づく状況判断、住民への情報伝達、大雨時や土砂災害危険区域の住民避難行動等の訓練を実施し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識高揚を図るものであります。

訓練想定ですが、活発化した前線の影響により長雨が続き、今後も局地的な大雨が見込まれ、大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、河川氾濫により羽幌川及び福寿川の堤防決壊の可能性が高く、広報車により地域住民へ避難情報の伝達を行い、避難所である中央公民館へ避難するというものです。

対象地域ですが、川北、北町、浜町、朝日、羽幌川と福寿川に挟まれている地域、港町1丁目、南1条から7条までの1丁目、寿町などの羽幌川洪水浸水想定区域及び緑町、港町の土砂災害警戒区域とし、そのほかの地域にも積極的な参加を呼びかけました。

実施場所は、羽幌町立中央公民館です。

10ページを御覧ください。協力団体は、羽幌町、羽幌警察署、北留萌消防組合消防署、羽幌消防団、旭川地方気象台、北海道電力ネットワーク株式会社羽幌ネットワークセンター、株式会社ドコモCS北海道道北支店に協力をお願いしています。

参加者は、一般住民26人、町職員57人、警察署3人、消防署33人、消防団40人、旭川地方気象台2人の合計161人です。

訓練のイメージですが、羽幌町に大雨警報、浸水害、土砂災害及び洪水警報が発表され、災害対策本部を設置し、緊急度に応じた避難情報を発令後、住民は避難行動を開始します。そのほか、土砂災害により建物が倒壊し、人が取り残され、消防署及び消防団が救助を実施します。最後に、旭川地方気象台により大雨に関する講話を実施しました。

実施内容ですが、町、消防による住民への情報伝達訓練として、警戒レベルとして高齢者等避難から避難指示へと切り替え、情報伝達をしています。次に、町からの情報伝達により住民の避難行動訓練を行っています。この際の避難住民の避難状況としては、避難者のほとんどが徒歩で移動されてきましたことから、訓練の目的の一つである避難する際の移動時間の確認の意識は高かったと考えています。次に、消防署、消防団による災害対応訓練として、建物倒壊による人命救助及び消火訓練を実施し、避難者を含め訓練の状況を見学してもらっています。次に、職員各種業務訓練として、避難広報、誘導、避難所設置、受入れ、河川の巡回、非常食準備及び配布をしております。避難者は、屋内テントやパーティション、段ボールベッドを見学するほか、実際にベッドの組立ての体験や座り心地など避難所の状況を見て触って体験してもらうことができました。また、上下水道課による臨時給水所の対応訓練として、実際に非常用給水袋に給水する訓練を行っています。そのほか展示として、北海道電力ネットワーク株式会社による電気自動車からの発電のデモとして自動車から配線し、実際に避難所内で照明用の電気を使用したほか、株式会社ドコモCS北海道道北支店による有事の際に通信が遮断した際の携帯電話通信を確保する小型衛星移動基地局車の展示や災害時用の各種備品の紹介を実施しています。

11ページを御覧ください。感想、課題としまして、今回は新型コロナウイルス感染症の5類移行後初めての防災訓練ということで、町民向けでは4年ぶりの開催となることから、基本に立ち返った訓練の内容としました。近年の災害の発生状況からも防災に対する意識は高まっていると思いますが、結果としましては参加率が低い状況となっています。今後訓練を実施していくに当たっては、基本的な内容のほかに参加者が自ら参加して学ぶような体験型の訓練内容も検討するなど、マンネリ化しないよう様々な方法を考えながら参加者の増加を図り、いざというときに自ら避難や対応ができるような訓練にしていきたいと考えています。また、近年は局地的に大雨となる異常気象が国内各地にて数多く発生しているため、当町でもいつ起きるか分からない集中豪雨や突然襲ってくる地震や津波による被災を未然に防ぐため、事前の気象防災情報にて危険を察知し、自主的に早めの避難を心がけたり、突発的に津波が発生した場合に備え、日頃から避難経路や避難場所を職場の中でやご家庭において話し合うなど、防災意識の向上に向け広報を通じた啓発活動を継続して行っています。

実施状況写真ということで、11ページから12ページにかけて載せてあります。

続きまして、13ページを御覧ください。続いて、(4)、防災用通信機器の導入について説明いたします。導入するに至った経緯ですが、平成元年より使用してきましたアナログ式の移動系防災行政無線について、電波法の改正に伴い、令和6年11月30日をもって使用できなくなります。現在は、携帯電話も普及し、非常時における連絡体制の面では影響が少ないと考えていますが、当町は離島を有していることから、特殊事情を踏まえて携帯電話が使用できなくなった場合を想定し、代替機器の導入を検討する必要があります。移動系防災行政無線とは、役場に基地局を置き、この基地局と移動局として車載型、携帯型相互間で防災行政等に関して職員間で通信を行うシステムのことをいいます。現在羽幌町では、役場に基地局を置き、ハンディー型の無線機8台、公用車や各支所に6台、計14台の陸上移動局を設置し、いざというきのために役場と各支所や現地確認をする際の職員相互の連絡手段として利用するものです。

次に、新年度で導入する予定の機器ですが、衛星通信ネットワークを利用した無線機を4台、各支所に1台、役場に2台配置をし、原野地区などの携帯電話の電波の弱い地域に対応し、平時における業務でも活用することとしています。また、建物内でも受信可能にするため、建物の屋上に受信用のアンテナを役場、公民館、各支所、4か所に設置します。公民館は、役場庁舎が使用できない場合、災害対策本部の代替施設として利用するためです。

次に、導入に関して考慮した点ですが、一番には携帯電話が使用できない場合や電波の不感地域であっても安定した通信が可能であるものを考慮したところであり、そのほ



かでは故障時の対応や更新時の費用面を考慮し、民間において整備している設備を利用したシステムということで当町は利用料を支払うのみで使用できるものとしたところであります。なお、本機器導入に当たり、平成24年度に導入した衛星電話のうち各支所の2台を廃止するものとし、役場に設置している1台については国や北海道との通信手段の一つとして残すこととします。この衛星通信ネットワークの無線機を選定するに当たり、実際に同様の機種をお借りし、使用してみたところ、各支所や原野地区との通信状況について問題ないことを確認しているところです。

14ページを御覧ください。最後に、(5)、地域防災マネージャーの配置について説明いたします。目的ですが、近年全国各地で豪雨災害や土砂災害が頻発するとともに、予測を超える事態も発生しており、令和6年能登半島地震においても甚大な被害が発生しました。このような災害を今後もいつどこにでも起こり得るものとして、地方自治体の災害対応能力の向上を図る必要があります。その災害発生時の対応能力を向上させる取組の一つとして、防災、災害対策の専門職員の育成がありますが、多くの時間を要します。そのため、国では地方自治体が防災の専門性を有する外部人材を採用、配置するに当たり、国が認定した地域防災マネージャーを採用、配置する経費を特別交付税措置する制度が設けられています。当町としてもこの制度を活用し、防災、危機管理に関する知識や経験を有する即戦力として退職自衛官を採用する予定です。

次に、採用予定年月日ですが、令和6年4月以降と記載していますが、自衛隊に申し込んだとしてもすぐに採用できるわけではなく、応募して羽幌町に来ていただける方のマッチングがあって初めて採用できるものになっています。

次に、任用条件ですが、①、地域防災マネージャーの資格を有し、自衛隊の推薦を受けた者、②、配置は総務課とし、課長補佐職とします。

次に、担当業務ですが、①の災害時は災害対策本部事務局の運営、避難情報発令の検討、助言、初動の混乱時における自衛隊等関係機関との調整、連絡、関係機関等への応援要請等の検討などです。②の平時は、防災、危機管理体制の検証、見直しによる体制の強化、地域防災計画、国民保護計画、各種災害マニュアルの検証、整備、防災訓練、各種訓練の企画、運営、自主防災組織の支援、育成、そのほか防災関連事務、国民保護関連事務全般を担っていただくことになります。

次に、自衛官任用のメリットですが、①の災害発生時の対応能力の向上や②の避難情報の発令など防災や危機管理に関する助言、③の防災計画や防災訓練等の施策の改善、④の平時や発災時の自衛隊との連携強化、⑤の職員の防災意識、能力の向上を図ることなどが挙げられています。

15ページを御覧ください。参考として、地域防災マネージャー制度の概要について説

明いたします。初めに、概要ですが、内閣府から地域防災マネージャー証明書の交付を受けた外部人材を防災に関する役職に採用、配置する経費に特別交付税措置が講じられます。

次に、(2)、特別交付税措置の内容ですが、防災に関する役職に採用、配置する経費に措置率0.5を乗じた額が特別交付税として交付されます。その措置の上限額は340万円となっており、職員として採用している期間交付されるものです。

次に、(3)、地域防災マネージャー証明書の交付を受ける要件ですが、次の①、②のいずれの要件も満たす者となっています。①、防災に関する次のいずれかの研修等を受講した者ということで、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修、基礎以外の全コース、防衛省の実施する防災危機管理教育、そのほかこれらの研修と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修を受けた者となります。次に、②、次に掲げる防災実務経験をいずれも有する者ということですが、国の行政機関職員の課長補佐相当職以上の職位を経験していること、防災行政経験5年以上または災害派遣任務を有する部隊等の経験が2年以上であることとなっています。この地域防災マネージャーの令和4年7月1日現在の道内における採用状況は、179市町村中64市町村となっており、約36%となっています。また、自衛隊における道北管内においては53市町村中19市町村で採用、4町で募集中、留萌管内においても2市町で採用、1町で募集中の状況で、他自治体においても検討を始めているところもあるように聞いています。当町としましても国の制度を活用し、地域防災マネージャーを採用することで防災対応力の向上に努めていきたいと考えております。

以上が防災に関する取組状況ということで、私からの説明は終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。結構なボリュームがありますので、質問する際には(1)から(5)のどの項目での質問かですとか、資料のページ数も含めて言っていたらと思います。

それでは、質疑ある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等 (質疑) — 14:33~15:10

逢坂委員 　　まず、6ページの防災 i n f o はぼろの登録状況の中身についてなのですが、この中に音声専用戸別受信機、それから文字表示機能付戸別受信機がありまして、それぞれ461台と263台、実は何人かのお年寄りの方か

らちょっと言われたことがあるので、これについてそれを基に質問したいのですけれども、音声読み上げ装置、普通の今私たち持っているスマホだとかだったら履歴が残るのです、受信履歴が。ところが、お年寄りの音声読み上げのほうについては、1回の読み上げ、通知というか、周知だけで、聞き漏らすということ結構何人かの方に言われて、そこを何とかならないのかということで、せっかく文字表示の、この使い方かどうかわからないのだけれども、できるかどうか、文字表示と音声読み上げの同時のタブレット形式のやつがあるので、そういうのに例えば切替できないのかと。それから、音声読み上げも2回例えば発信できないのかと。どういうシステム、中身はちょっと僕分からないので、どういうあれになっているかという部分も分からないので、そういう聞き逃しをなくするために、消防のラップであればお悔やみの放送なんか必ず2回やって1回聞きそびれても2回目でも聞き取れると。このほうは、全く1回だけでぼんと流されて全然中身分からないと何人かのお年寄りの方に言われたのだけれども、そこ何とか今後改善する方法というか、ことを考えていただけないかなという提案でございます、まず。

敦賀課長

お答えいたします。音声の読み上げの戸別受信機につきましては、今通常どおり1回流して終わりというようなことで委員ご指摘のとおりでございます。もし聞き漏らした場合には、最大たしか6件程度まではその情報を機械の中に保管しておりますので、そのボタンを再度押していただければ繰り返し聞けるというような状況もありますので、その辺再度周知のほうをして、皆さんが分かりやすいように周知のほうはやっていきなというふうに考えております。

あともう一点、文字表示、読み上げの戸別受信機の関係についてなのですが、これについては離島のほうを主で考えておりまして、台数自体も正直なところそんなに余裕はない状況なのです。基本的に当初の考え方として、緊急時に停電になったとしてもずっと長く使えるようなものということで、この音声専用の戸別受信機については乾電池入れておけば3日以上はもつというような部分もありましたので、基本的には市街地区のほうについては音声専用ということで、タブレット型については離島と、あと聴覚障がいがあるような方についてはタブレット型を配付するという考えに立っておりますので、その辺はそういう形でご理解

いただければというふうに思っております。

以上でございます。

逢坂委員 中身分かりました。難聴のある方々、結構それを一々役場に言うのも何か言いづらいという部分もあったものですから、私のほうに言ったのだと思うのだけれども、僕の考えとしてはお金がかかるのかどうか分からないのですけれども、離島の世帯でやっている文字表示のやつをそういうところに、説明しても分からないと思うのです、お年寄りというのはこのボタン押せばいいのだとか言われても。だったら、こういうのを設置してあげるといような、財政的にどうなのかというのでも分からないですけれども、そういう形に羽幌町もしたほうがいいのではないかと思うのだけれども、その辺どうですか、見通しとして。もう一回だけちょっと。

敦賀課長 お答えいたします。まず、今回の防災 i n f o につきましては、そういう当初の考え方もございまして、基本的にはその線に沿ってやっていきたいというふうに考えておりますが、多分今後そういう更新時期というのは必ず迎えると思いますので、またそのときはどういう形がいいのかというのは皆様からの意見を聞きながら考えていきたいと思っておりますので、そういう形でご理解いただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

逢坂委員 私そういうことも含めて隅々まで、若い方は例えばスマホ持って簡単に見れるけれども、お年寄りの方々はなかなか、避難しづらい人に限って分からないというのは大変何かあったときには困ることなので、ぜひ考えてください。

もう一件だけ、すみません。ちょっと気にかかったのは、13ページの中に新年度で導入する予定の機器の中にちょっと理解できないのは、衛星通信ネットワークを利用した無線機を4台設置とある、それから一番最後に本機器を導入に当たり現在設置している衛星電話、これを廃止したと、この通信ネットワークを利用した無線機とこの衛星電話との違い、まず違いだけ教えてください。

敦賀課長 お答えいたします。衛星電話につきましても衛星を活用した電話ということで、基本的には衛星電話自体は空に向けてアンテナから受信をして電話かけれるというようなものでございます。衛星通信の今回入れようとしているものについても、トランシーバー型のもを入れることを想定しているのですけれども、基本としてはどちらも衛星からの電波受信した中で活用する通信システムということでございます。

逢坂委員 すみません。私の認識では、衛星通信ネットワークというのはちょっと衛星電話と違うのではないかという認識を持っているのだけれども、衛星電話というのはいつでもどこでも、今回の能登半島地震でも有効に活用されたのは唯一衛星電話なのです。ご存じだと思うけれども、それは知っているかと思うのですけれども、ネットワークシステムではないのです。要するに衛星電話だけが通じたのです、自衛隊が持っている、消防も持っていますけれども。これを廃止するという事は、自分としては理解できないという部分があるのだけれども、ネットワーク通信でどこでも例えば、携帯電話というのはもうご存じだと思うのだけれども、こんなようなもので、これで衛星で一発でやれて、ネットワーク通信になると無線機4台設置して、これは多分トランシーバー系でないかなと思うのです。そうすると、受信の仕方も全然違うし、それは一番大事なところではないかなという部分はあるのだけれども、要するに孤立部落だとか、例えば、そういうのが発生したときに衛星電話がそこに1個あれば、どこでも通信ができるという有益な衛星電話なのです。これを廃止するという意味が自分はちょっと理解できないのだけれども、これたしかせいぜいしても二、三十万だと思うのです、今でも。そこら辺は、どういうふうにしてネットワークシステムにしたのか。衛星電話って別にそんなに維持費もかからないし、従前であれば、今かかるかどうか分からないけれども、そういうことを考えれば衛星電話って有効なのです、すごく。実際に課長全て、逢坂係長も分かると思うのだけれども、それを廃止するという意味が分からないのです。理解できないのです、自分としては。それを廃止方向に持っていくのではなくて、逆に増やすべきだと私は思うのですけれども、その辺はどうですか。

小寺委員長 衛星通信ネットワークを利用した無線機と衛星電話は、あくまでも別物、

システムも全然違う、経費も違うということで、そこもちょっと触れながら答えていただければうれしいです。

敦賀課長      お答えいたします。確かにどちらも衛星通信使ったものということで、使っている衛星の種類は違うのだと思うのですが、衛星電話ももちろん衛星経由して通信するものですし、衛星通信ネットワークという言い方してはいますけれども、そのトランシーバーについてももちろん衛星を経由したシステムということで、どちらも携帯電話とか使えない場合についても双方向の通信が可能であるものということで、どちらも災害時に有効なものであるとは思っております。ただ、電話の部分については、確かに携帯電話とか災害時には有効なものであるとは思いますが、その辺は同じシステムを持つのではなくて職員間の通信をしていくと、従来のアナログ式の移動系の防災行政無線の代わりになるものということでそのトランシーバーを導入したいという考えでございますので、職員間の連絡を取り合うための手段として電話を増やすとか、そういうことは現時点では考えていなくて、逆にスクラップ・アンド・ビルドではないのですが、従来使っていたものについては年数もそれなりに経過しておりますし、それで電話のほうは廃止をした上で新たにどちらにも、衛星電話にもアナログ式の移動系防災行政無線にも対応できるようなものということでトランシーバー型の通信システムを導入したいという考えに至ったという部分でございます。

逢坂委員      自分の今までの経験からいうと、今言う説明ではアンテナがなければネットワークというのは使えないわけなのだ、どこかに。そういうことはないのですか。要するに普通の電話、携帯電話みたく使えるということで、そういう理解でよろしいですか。

敦賀課長      お答えいたします。今新たに導入したいというトランシーバーについても特段アンテナはなくても通信は可能です。それは、衛星電話と同じものです。ただ、建物内にいるときに通信する場合については、やはりちょっと通信が難しいという部分ありまして、それは衛星電話も同じです。衛星電話自体もアンテナの角度で通信できないというのもありますので、そういうことであればきちんとアンテナの設置をして建物内に

においても通信できるような環境つくった上で、非常時においても通信できるような体制は構築しておきたいということでアンテナは設置をしたいと。ただ、どこでも通信は可能だという、トランシーバーですので、ということでご理解いただければと思います。

村田議長      まずは、4ページ、5ページ、音声の受信機から島で使っているタブレットから、あとスマホとかガラケーとか、ここにこう出ていて今地区で回って歩いて推進されているというところでかなり進んでいると思うのですが、今現在で町民の世帯で三千何がしの中でまだ携帯も何もそういう手段を取られていない世帯というのはあとどのぐらい残っているものか、もし分かれば教えてほしいと思います。

敦賀課長      お答えいたします。何も持っていない世帯というのが正直なところどれぐらいあと残っているのかというのは分からないところで、以前そういうアンケート調査したときには大体約22%程度はスマホとか、携帯を持っていない世帯という、そういうアンケート調査もあります。そういうことからいくと、まだまだ世帯としてはあるのかなということで、実際に分からないので、まずは70歳以上の高齢者宅にお手紙を出して実際に訪問をして状況確認して、持っていれば登録をしてもらったり、もし使えないとかという方であれば音声のやつを置いていたりというようなことで今全部をこれから回っていききたいなというふうには考えています。

村田議長      かなりこつこつと進めていかなければならない作業で大変だと思うのですけれども、せっかくこういうシステムがあればやっぱり全世帯が何かしらで情報が得れるというのが最終目的だと思うので、それは分からないという、確かにスマホを1軒で3つも4つも持っている人もいれば、1つしかない人もいるでしょうし、それは分からないというのも分かりますので、そこは今まで同様に取り組んでいただきたいなと思います。続けて、これページが載っていないのですけれども、防災資機材の整備状況というところの中で私から考えると定期的に点検なり、きちんと使えるかどうかを確認しなければならないものというのは一般備品の中には結構あるのですけれども、今現状としてそういう点検、整備の状況というのはどういう形で行っているのか、まずお聞きしたいなと思います。

敦賀課長 お答えいたします。ただいま質問あった内容については、多分稼働するかどうかとかというのを定期的いきちんと点検しているかというようなことだと思えるのですけれども、基本的に今の状況では発電機等については買って保管をしているというような状況で、何かイベントとかあったときには活用してということはあるのですけれども、なかなか全部を点検するということには今のところ至っていないという状況です。

村田議長 そうはいつでも、ストーブとかジェットヒーター、あと発電機類、せめて燃料を使うものとか、こういうものというのはやっぱり1年に1回でもいいから、ここはたくさん置いている場所があるので、そこでやっぱり1年に1回でもいいからきちっとストーブ火がつくとか、発電機だったらエンジンかかるとかということをしないと、今年度の防災訓練の日に発電機が1台エンジンかからなかったということを聞いていますから、公民館に置いてある発電機1台エンジンかからなかったと、それも今聞きたいのですけれども、きちんとかかるように直したかどうかというのを聞きたいのですけれども、そういうことがもし起きた場合、災害は本当にいつ起きるか分からないというのが災害なので、今課長の説明でいくと忙しいとかと、そういうことも分かりますけれども、せめてそれはきちんと、灯油だってずっと置いておけば劣化もしますし、最悪一回も使わないでも芯が駄目になったり縮んだりとか、いろんなこと起きるのです。備品としては、いざというときに使い物にならないといったら、持っていないのと同じなので、それはやっぱり何かしら忙しくても体制、各部署でもいいですし、それはつくってもらわないとというか、つくってほしい。

それと、今私言った防災の日の9月の3日の日でしたか、そのときに、これ町民から聞いたのですけれども、1台エンジンかからなかったよということを言っている町民がいたので、それは多分公民館にある発電機だと思えるので、もし点検も何もしていないでそのまま置いておくのであるのだとすれば、非常事態の話なので、分かっていないのならきちんと確認をして、分かっているのなら今答弁もりたいし、そこら辺もし今の私の質問で答弁できることがあったら答弁お願いします。

敦賀課長 お答えいたします。機器類の点検というのは、議長おっしゃるとおりの



話であって、こちらとしてもそういうものをどうやってやっていけばいいか、数もたくさんあるので、やはり買ってから稼働点検もしていないということにはならないと思いますので、どういう形でできるか、多分年次計画でやっていくだとか、そういうのは考えていきたいなというふうに考えております。

あと、防災訓練のときの発電機の関係なのですけれども、正直なところ総務としては押さえておりませんでして、基本発電機使ってはいなかったというふうに認識していたのです。中の照明とかも電気自動車から取るような形で考えておりましたので、その辺は確認をして、もし実際にそういうことがあったのであれば、もちろん点検なりなんなりしなければならぬと思いますので、確認はさせていただきたいなというふうに考えております。

村田議長

今配置をしたいという地域防災マネージャーについてお聞きしたいのですが、すみません、先にもう一つ、これからの防災訓練での課題という部分で、今年元旦にこういう大きな災害、地震があつて、冬のときの防災対策というのを前にも1回言ったことあるのですけれども、防災の日が9月1日というのは分かっていますし、そこでやりたいというのも、それはいいのですけれども、冬での避難したときの体験というのか、先ほど説明にも体験型の訓練内容を検討したいというような説明もしていたので、冬の体験、子供たちを楽しませながら寒い中央公民館で寝泊まりさせるとかというのでもいいですし、何かしらの寒い時期の訓練はしてほしいかなと私は思っているのですけれども、どんなものでしょうか。

敦賀課長

お答えいたします。今おっしゃるとおり、確かに災害というのはいつでも起こるのか分からないということで、シーズン関係なく訓練実施していくというのが望ましいというふうには考えております。やはり対象だと思ふのです。冬季ということで転倒によるけがだとか、高齢者とかになるとそういうことも考えられますし、避難中に寒さから体調悪くしたとか、そういうことになってもまずいのかなと、そういうことも想定されるということでこれまでもそういうことは思いつつも実施はしてこなかったという部分はあります。どういう形ができるのかは、今この場でお答えすることはできないのですけれども、そういうことも頭に入れ

ながら今後防災訓練の在り方というのは考えてはいきたいなというふうに思っております。こういう答弁しかできないのですが、こういう形でご理解ください。

村田議長 今課長が言った冬つつる路面のときに来てもらってけがでもされてもとか、体調悪くなってもというのも、それも確かだと思います。そういうのは、どうやって避けるかというのも私には答えはちょっとないのですけれども、お年寄りでなくて若い世代の人でもいいですし、ちょっと対象を考えたりしながらでも経験させるといいのかなというふうには思っていますので、今もう答弁そのままでもいいので、これはこれで終わります。

先ほど言いかけた地域防災マネージャーの配置というところで、来年度4月以降で採用したいという、こういうこと、これでいくと退職自衛官をというところまで書いてあるので、ちょっと私も分からないので、自衛官はこういう資格というのか、そういうのをかなりの人が取っているものなのか、やっぱり退職してから取るものか全然分からないので、もしそこら辺分かっているのであれば答弁願いたいなと思うのですが。

敦賀課長 お答えいたします。自衛隊さんからのそういう話の説明があった中では、自衛官自体は55歳で定年というような形になりますので、在任中にそういう資格を取っていらっしゃる方がいるというようなことで聞いております。

村田議長 そういうことであれば、留萌の事務所行っても定年後次の就職する、今は引く手あまたでそれが足りないぐらいだという話まで聞いていますけれども、そうなればそういう方、恐らく留萌でも定年、旭川でもいると思うので、もし本当に採用したいのであれば、早めにいい人を見つけてくることぐらいのことはしてもいいのかなと思っているので、この配置をしたいという部分に関しては私は非常にいいと思います。何でといったら、さっき自分が言ったふだん忙しくて点検もできないとかという部分ももしかしたらその人がずっといてくれるのであれば、そういうことも1年で1サイクルしてねと言ったらしてくれるかもしれないし、特化して防災に力を入れられるなと思うので、自分としては中身はよく分から

なかったのですけれども、できるなら採用したいということなので、ぜひ相談に行って採用していければなという思いで、そこら辺のもし見通しがあれば答弁願いたいと思います。

敦賀課長

お答えいたします。今現在においては、見通しというのはまだ立ってなくて、自衛隊さんとは4月入ってからそういうやり取りというのをしていましようかということで話ししている状況ですので、4月入ってからそういう申込みをした上でマッチングがうまく羽幌に来たいという自衛官さんがいらっしゃればできるのかなと。それまでは、なかなかマッチングしなければすぐということにはならないかというふうに思いますので、その辺はこちらとしても積極的に動いていきたいなというふうには思っております。

逢坂委員

8ページの防災資機材の整備状況の中の一番下の協定内容にある部分、商工会とか石油業協同組合等との協定をされています。それで、自分で思うのは、一番大事なのは今回の能登半島地震、また言うのだけれども、一番関係あると言ったらおかしいけれども、いろんな機材を持っているのは土建業だとか、建築業だとか、そういうところの方々、そしてなぜそういう業種が大事かという、仮設トイレとか、今回大きな能登半島地震では問題になったと思うのです。なかなか仮設トイレが集まらないという、一番トイレで苦労したという部分があるので、そういうところからやっぱり復旧、復興にも建設、土木業だとか、いろんな部分では一番先に関わってくる部分だと思うのですけれども、そこの協定は現在されていないですか。例えば建設協会とか、そういうところの事業所、そういう施設ありますから、そういうところと町との協定はされていないのですか。

敦賀課長

お答えいたします。逢坂委員おっしゃるとおりで、建設業関係も非常に災害時には協力していただける人材というか、事業所でありますので、羽幌町としてもそういう協定自体は羽幌建設協会のほうと締結している状況ですので、ちょっとここで載せてはいないのですけれども、そういうような対応もしてくれるということで協定のほうは締結済みでございます。

逢坂委員　　そういう関連の資機材を持っている例えば業者もたくさんいますので、ぜひそういうふうなことで進めていただきたいというふうに思います。現在の備蓄品の関係なのだけれども、大変細かいこと言って申し訳ないのだけれども、ジェットヒーターが1台しかないという……（2台。の声）2台ですか。（違う、4台。の声）全部入れると4台というか、島入れてたまたま4台になっているけれども、羽幌町では2台しかないのです、その辺の備蓄と仮設トイレも8台といたって、別に仮設トイレというのはあまりさびるものではないのかなというふうに思うので、この辺の大きな大事な部分のものの備蓄、細かい小さいものはいいとしても即災害時に役立つ部分の備蓄をもう一回見直してこれから整備されたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、今後の方針としてその辺も含めてどう考えているか教えてくれればと。

敦賀課長　　お答えいたします。その辺については、暖房という部分では今回の地震においても非常に重要な部分なのかなというふうに考えております。ジェットヒーターもこれまでそういうものがなかったものですから、何年か前に入れた経緯があるので、ジェットヒーターも今後継続して増やしていく必要があるのかなと考えておりますので、そういうものを物品ごとに見直ししながら必要なものを継続して設置をしていきたいというふうに考えております。

逢坂委員　　整備しておくことは大変大事だと思うので、ぜひそういうふうにしてほしいと思います。

それから、もう一点気になったのは、訓練なのです。防災訓練、毎年、この頃やっていなくて去年かな、やられたのは。先ほどの逢坂係長からの説明では、26名の一般、限定された地区だから、少ないといえば少ないのです。地区限定されて避難の訓練ですから、それで特に気になったのは、少ないのはいいとしても、仕方ない部分もあるので、高齢者自体を避難させる、この訓練というのはやられていないと思うのです、今まで。要するに例えば避難レベルの中の3でまず一番先に高齢者世帯なり高齢者の避難指示出すのです、はっきり言ったら。その訓練が今一回もやられていないと思うのです。例えば70歳以上、80歳でもいいです、高齢者世帯。その辺のことも今後訓練の中に、国でもやっぱりレベルがち

やんと1から5があつて避難の指示の仕方とか、一番先に来るのが高齢者なのです。ですから、羽幌町もそういうのののつとつてやはり一番避難しづらい方々の訓練というのはこれから必要でないかなど。すぐやれるかは分からないですけれども、計画の中に組んでいったほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに捉えていますか、考え。

敦賀課長 お答えいたします。昨年実施した訓練につきましても年齢こそは制限はしてありませんが、避難をしようという部分に関しましては高齢者等避難ということでまずは呼びかけした上で、次に避難指示というような形で段階踏んでそういう指示をした上で防災訓練をしているような状況です。実際訓練に参加していただいている方についても大体高齢者の方が多いということで、若い方もいらっしゃるのですけれども、ある程度そういう意識は高いのかなというふうには感じています。ただ、やっぱり何せ参加者が少ないということがあるものですから、そういう方も参加したいなど、そういうふうに思えるような訓練は今後考えていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、委員からご意見のあったことも踏まえて今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、次に行きたいのですが、1時間過ぎたので、少し休憩をして……そしたら、再開は3時15分からにします。

(休憩 15:10～15:16)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、6番目、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について説明をお願いします。

6 会計年度任用職員の勤勉手当の支給について

7 職員の中途採用の実施について

説明員 総務課 敦賀課長、宇野係長

宇野職員係長 15:16～15:21

総務課職員係の宇野と申します。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、2の会計年度任用職員の勤勉手当の支給について説明させていただきます。下の2ページのほうを御覧ください。初めに、勤勉手当を支給するに至った経緯ですが、地方自治法の改正によりパートタイム、会計年度任用職員について国の非常勤職員との均衡の観点から勤勉手当の支給が可能とされましたことから、フルタイム会計年度任用職員と併せて実施するものであります。

次に、施行期日ですが、令和6年4月1日施行予定です。

次に、改正する条例ですが、羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例となります。

次に、改正内容ですが、勤勉手当については職員の給与に関する条例第18条を運用します。率については、6月期1.025、12月期1.025、合計で2.050月の勤勉手当を支給する改正となります。なお、期末手当は、6月期1.225、12月期1.225、合計で2.450月となりますので、合計すると6月期2.250、12月期2.250、年間合計で4.5か月分の支給となります。

本改正に伴いまして会計年度任用職員の処遇改善を図ることができ、このことにより人材確保や意欲の向上といった効果が期待でき、必要な人材が確保されることで行政サービスの向上につながっていくものと考えております。

説明は以上になりまして、続いて3の職員の中途採用の実施について説明させていただきます。初めに、実施するに至った経緯についてであります。一般職の新規採用試験については留萌町村会が主体となり、これまで留萌管内町村職員採用資格試験を実施しているところですが、近年の試験の応募者数は1桁台もあるなど減少傾向が続いている状況にあることや職員の中途退職者もいるため、職員体制としては厳しい状況が続いております。このため、当町独自で社会人経験者を対象とした人材を採用することで民間等の経験やスキルを併せ持つ多様な人材を確保したいと考えており、令和6年度において緊急的に実施することとしています。

次に、受験資格についてですが、ほかの年代と比較し職員数が少ない中堅職員の25歳から39歳を対象に実施します。

次に、試験の内容ですが、基本的に①、②については民間への委託を予定しております。まず最初に実施する①の総合適性検査は、基礎的な能力、事務能力を把握するためのもので、テストセンター方式で試験を実施します。テストセンター方式とは、全国各

地に試験会場を設置しており、こちらが指定する一定の期間内に自分の受けやすい地域にある試験会場において受験予約をしていただき、試験を実施していただきます。①の試験結果を踏まえて試験に係る合格者を決定し、その後②のパーソナリティー検査をウェブ方式で実施していただきます。パーソナリティー検査とは、その人の個性や性格などを把握し、職員としての適性を判断する資料の一つとするため行うものです。そして、③の面接試験を実施します。面接については、役場において面接する予定としています。①、②、③の結果を基に採用者を決定いたします。

時期については、4月早々に町内外へ募集することを考えており、町の広報やホームページ、それからハローワークにて募集することとしています。

次に、採用者数ですが、2名程度を見込んでおります。

以上2点について私からの説明を終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、今説明があった2件についての質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:21～15:30

逢坂委員 申し訳ないですけれども、4ページの職員の中途採用、社会人枠の実施についてですけれども、今回令和6年度において緊急的に実施したいということで分かるのですけれども、今後、6年度に実施して、またいよいよだよとなったときに緊急的に1名なり2名なりの同じような募集というのは考えているのか、今回だけなのか、その辺見直しを含めてお願いいたします。

敦賀課長 お答えいたします。職員の採用については、毎年実施されております初級だとか上級職員の採用もありますので、その辺はバランスを見ながら、また中途退職者ということも出てくる部分もありますので、そういう推移を見ながら状況に応じた対応はしていきたいというふうに考えておまして、一応そういうことも今後やることもある可能性はあると思います。ただ、今回は取りあえず緊急的に6年度でまずは実施をしたいということでご理解いただければと思います。

逢坂委員　　それで、緊急的にやるのはいいのですけれども、これから公務員というのは退職年度がだんだん延びていくのです、65歳まで。まだ完成形になっていないと思うのですけれども、その辺との兼ね合いというのは私はあるのではないかなと思うのです。退職される方は、そんなにいなくて、だんだん、だんだん延びていきますから、そういう意味で今年度だけかなという部分でちょっと思ったものですから、そして若い人の入ってくる枠をやっぱり締めつけてしまうという部分も、そういう違う意味での波及、変なほうに波及するということも考えられるので、その辺十分検討されて今後延びていく分と若い人が入ってくる分、こういう窓口をやっぱり開けておかないと町として、中途採用はいいのですけれども、少ないとかなんとかで、そこの部分をあまり重要視されると、そしたら若い方は全く今度窓口がなくなって、そしてましてや退職年度が上がっていくわけですから、そういうバランスを十分考えてやってほしいと思います。答弁は、なければいいです。

敦賀課長　　お答えいたします。その辺は、委員おっしゃるとおりのことだと思っています。やはり令和14年度以降そういう退職者が毎年のように出てくるということで、今は一定の平準化しながら新規の採用は継続しなければならないというふうに考えておりますので、その状況と、あと今後中途退職者がもし出てきた場合、そういうときに必要かどうかというのを見ながら、その必要性については考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

逢坂委員　　ぜひ本当に新規に入ってくる方の窓口だけは狭めないようにして、やはりそこが一番大事なことで、それがやっぱり人口減少を食い止める、旅から来れば別です。一番大事なところだと思うのです、若い方が残るということは、例えば羽幌町を受けて。そこが一番大事なところだと私は思っているのです、常日頃から、だからそこだけは絶対、窓口を閉めてしまっただけで中途採用でいいのだ、十分対応できるのだけではなくて、常に広げておくということが大事だと思うので、答弁は要らないです。ぜひそういうふうにしてほしいと思います。

金木委員　　途中採用ということで、必要であれば当然こういう制度もあっていいの



かなと思いますが、今回羽幌町で2名程度を募集したいというのは、テストセンター方式でやると先ほどおっしゃったので、羽幌町だけがテストセンター方式でやるのか、あるいは全道同じようなことを考えているいろんな自治体が共同でテストセンター方式でやるという格好になるのか、その辺ちょっと分からなかったのですが、どんな形なのだろうと。

宇野係長           お答えいたします。このテストセンター方式というのは、民間が実施する試験の期間なのですけれども、申し込んでいる自治体が共同でやるということではなくて、内容は同じなのですが、羽幌町と民間の機関と契約を結んだ中で2週間、1か月程度羽幌町としての試験の期間というのを定めますので、その期間の中で全国何十か所かあるのですが、道内にも主要な都市、札幌、旭川とかにもありますし、道外も何か所もありますので、自分が受けやすい場所に行って、受験者が先に役場のほうに申込みをして、受験の案内をメールして、その受ける場所でご自分で受けていただくという形になります。

金木委員           それで、その応募する人というのは、当然羽幌町内の人でもいいし、町外の人でもいいということなのだろうと思うのですが、既に羽幌町の役場でパートタイム、先ほどのあれではないですが、会計年度職員で働いている人が正職員になりたいと思って受験をするということもいいかもしれないのですが、そういう場合でも可能なのでしょうか。

敦賀課長           お答えいたします。それについては、特に制限する何物もございませんので、それについては可能だというふうに考えております。

村田議長           1点だけ、ここには書いていないので、年齢的に25から39歳ぐらいの人ということなのですが、これをやるに当たっての、新卒ではないので、初任給と言ったらいいのか、最初の給与体系、何等級からにするとかという、そこら辺のルールがもうきちんと決まっているのか、応募してきたその人を見て決めるのかちょっと分からないのだけれども、そこら辺がここには説明されていないので、分かっている範囲でお願いします。

宇野係長 お答えいたします。給料に関しては、条例、規則で定められたことに基づいて決定するのですけれども、中途採用だからという特別な決めは特になくて、例えば高卒であれば始まる等級というのが決まっていますので、それプラス今まで社会人として勤めた経験を加算した上で初任給を決定するということになります。大卒であれば、初任給は当然スタートが高くなりますので、そこから働いた年数を加味して初任給を決定するという形になります。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、最後の組織機構の改編について説明をお願いいたします。

## 8 組織機構の改編について

説明員 総務課 敦賀課長、逢坂係長

逢坂総務係長 15:30～15:32

続きまして、4、組織機構の改編について説明させていただきます。

初めに、目的についてですが、町長の就任当初に掲げていたICT化による地域活性化について行政サービス全般についてデジタル技術を活用して住民の利便性の向上や業務の効率化を図り、よりよい行政サービスを提供するなど、社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXが求められています。また、デジタル社会形成基本法においても地方公共団体は基本理念にのっとりデジタル社会の形成に関し国との適切な役割分担を踏まえて地方公共団体の特性を生かした自立的な施策を策定し、実施する責務を有することとされています。当町においても自治体のDXを強力に推し進め、組織横断した事業を検討していくため、専門性を持たせた課を新たに設置しようとするものです。

次に、新たに設置する課、係名ですが、デジタル推進課を設置し、デジタル推進係を置きます。主な事務分掌としましては、デジタル技術を活用した住民サービスの向上に関すること、デジタル技術を活用した行政事務の業務改善及び効率向上に関することとされています。

次に、改正する条例についてですが、羽幌町課設置条例の改正が必要になりますので、3月定例会で条例改正を上程させていただきます。

以上をもちまして総務課からの説明を終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:32～15:39

工藤副委員長 新しい課をつくるということですが、まず人員はどういう人員なのか教えてください。

敦賀課長 答えいたします。一応今の当初の時点としては、2名を予定しております。そのほかに、今これからのことですけれども、地域おこし協力隊ということで、DXに特化した協力隊をこれから募集をして、そういう方がいらっしゃれば3名体制というような形に進めていきたいというふうに考えております。

工藤副委員長 課長と係長とかというポストがあるということですか。

敦賀課長 答えいたします。新たな課を設置するというので、課と係、職員としては2名体制という形で考えております。

工藤副委員長 先ほど言った地域協力隊の方は、この2名のほかにその方ももしいればその課に入ることですか。

敦賀課長 答えいたします。そのとおりです。

工藤副委員長 私詳しく分からないのですが、実際にどのような仕事というか、内容はおよそこんな感じなのですかというのをもし説明できたら教えてください。

敦賀課長 答えいたします。課の業務内容としては、先ほど言った事務分掌の中にあるようなことで、いろんなデジタル技術を活用した住民サービスだとか、例えば窓口で書かない窓口だとか、いろんなやり方というのがあると思うのですが、そういうものをこれから課を設置してからど

ういう住民サービスのデジタル化が望ましいのかとか、あと職員が行う仕事、業務に関してどういうデジタル技術を使っていけば業務の効率化だとかが図られていくのかと、それをこれから設置してから検討していったりよりよい住民サービスの向上につながるような事業をしていくというようなことで考えているところでございます。

金木委員　　まだまだ具体的な内容はあまり見えてこないのですけれども、数年前に国のほうでもこういう方向で推奨されている内容だったかなと思うのですけれども、新たにこういうことに取り組む自治体に向けての交付税措置みたいな、国からのそういう支援も、もしこういうことに取り組むのであれば国からこういう事業費とか必要経費出しますよみたいな、そんな特典というのか、そういう措置というものは期待できるのかどうかお聞きしたいと思います。

敦賀課長　　お答えいたします。こういうような事業を行うに当たりましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金など、そういう事業に該当するのかなと思っておりますので、ほかにも多分いろんな交付金があると思うのです。そういうのを事業の中と精査しながら、十分効率的に活用させていただいた中でそういう事業を展開していければいいのかなというふうに考えております。

逢坂委員　　それでは、ちょっと確認で、デジタル推進課というのは2名体制、あるいは地域支援隊が協力するということで、先ほどの工藤副委員長との関連性もあるのだけれども、町民に対してどれだけのメリットというか、この課を設置することによって部内だけの、先ほど課長の答弁でもある程度分かったのですけれども、広くいろんなこれからデジタル時代が来るだろうということで設置するのだと思うのだけれども、町民に便利さを与えるためにどういうふうなこれから、今まだ青写真あまりできていないみたいなだけれども、青写真として描いていくのかなというふうに、ざっとでいいので、町民に対してのメリットというか、こういうのがメリットになるよというようなところ、今考えられる時点であれば、なければまだこれからという部分であればそういう答弁でいいのですけれども、町民にまずこういう新しい課をつくるときに何でこれつくったの

と例えば聞かれたときに、こういうことで町民にもメリットはあるのですよというふうに答えられるという部分もあるので、できればそういうことを言ってもらえれば、今分かるのでいいです。

敦賀課長

お答えいたします。デジタル技術を活用したという部分に関しましては、先ほど逢坂係長からもちょっと説明はさせていただいたのですが、今時点で何をしていくというのはまだ何も決まっています。これから課を設置していった中でどのようなものが求められていくのか、求められているのかというのを模索しながらよりよい、住みやすくなるようなだとか、住民の方が使いやすくなるような、実際どういうものがあるのかというのはこれからなのではございますけれども、そういうものを洗い出してどういったことをやっていけば住民サービスの向上につながっていくのか、そういうものをこれから検討していくというような段階でありまして、今の段階で具体的にどういうものというのにはちょっとお答えできないということで、その辺はご了承いただければなというふうに思います。ただ、今そういうDXをやっていく中で、推進していく中でよりよい生活、利便性の向上を図っていくというのがその目的でございますので、そういうものをこれから洗い出しをして考えていくというようなことになろうかなと思います。

小寺委員長

ほかにご覧いませんか。(なし。の声) ないようですので、以上で本日の常任委員会終了したいと思います。今日かなりたくさん調査を行いました。先ほども言いましたが、3月定例会で議案ですとか、予算委員会が出てくる内容も多々あったと思いますので、今日の調査をうまく生かしていただきたいなというふうに思います。それでは、本日はありがとうございました。